

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和3年第1回下川町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 蓑谷春之 議員及び7番 小原仁興 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの10日間に決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 町長より、町政執行方針の表明があります。

町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。令和3年度町政執行方針を述べさせていただく前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今冬は、2月に入りましてから爆弾低気圧などにより降雪量が大幅に増加し、町民の皆さんの日々の暮らしや生業にも大きく影響を及ぼしたと推察するところであります。

また、昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症が、今日まで全国各地に感染が拡大し、いまだ収束の見られない状況が続いているところでありますが、この春から予定をしております感染予防ワクチンの接種により、その収束に期待が寄せられるところであります。

さらに、議員各位には、これまでの議会活動や議員活動におきまして、新型コロナウイルス感染対策に対して、御理解ある決議等の御配慮を賜っておりますことに感謝申し上げます。なお、今後もこの新型コロナウイルス感染に対しましては、気を緩

めることなく、徹底した予防対策を図っていく所存でございますので、議員各位、町民の皆様への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、このような状況の折、議員各位には時節柄御多用のところ、令和3年第1回下川町議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

本定例会に提案をさせていただき議案及び報告は、条例案件7件、単行案件1件、予算案件13件、報告案件1件の計22件であり、そのほか4件について行政報告させていただきたくております。議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、町政執行方針を述べさせていただきます。

令和3年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、町政に関する所信と重点施策の概要について申し上げます、議員各位をはじめ、町民の皆様への御理解と御協力を頂きたいと存じます。

私が町長として2期目の任を担わせていただいてから、間もなく折り返しを迎えることとなります。

昨年は、私たちがかつて経験したことがない新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、今まで当たり前であった日常や社会の価値観に変化をもたらされ、町民の皆様の日々の生活や地域経済にも大きな影響がありました。

経験したことがない事態であり、様々な角度から想定し、最適な答えを導き出していき、そのような考え方が求められると考えております。

今後も収束が見えない中で、町民の安全や生活、地域経済を守るため、新型コロナウイルス感染症への影響を見極めながら必要な対策を行ってまいります。

令和3年度は、「第6期下川町総合計画の着実な推進」、「効率的で効果的な行財政運営の推進」、「積極的な情報公開と町民の理解」、「働き方改革の推進」を基本方針として、「2030年における下川町のありたい姿」の「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」の実現に向けた取り組みを進めてまいります。また、更なる行財政改革を進め、第6期下川町総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」の黒字化を目指し、持続可能な財政運営を進めます。

一般会計で51億300万円、対前年度比0.7%増。

下水道事業特別会計で2億8,775万円、対前年度比43.5%増。

簡易水道事業特別会計で1億7,662万円、対前年度比94.3%増。

介護保険特別会計で8億5,586万円、対前年度比5.2%増。

国民健康保険事業特別会計で5億360万円、対前年度比0.5%増。

後期高齢者医療特別会計で6,514万円、対前年度比2.1%増。

病院事業会計で5億9,064万円、対前年度比3.4%増。

7会計総額では75億8,261万円で、対前年度比3.8%増となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いており、将来を見据えたまちづくりが、今、求められていると考えております。

将来の下川町を見据えると、地域の活力の原動力となる生産年齢人口の確保が大変重要な課題であり、更なる「移住の促進」や「定住のための施策」は必要不可欠なものとなっております。

本町の貴重な地域資源、人財を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、第6期下川町総合計画に基づき、計画的で効果的かつ効率的な予算執行を進めることとしており、総合計画の分野方針と施策の柱ごとに、その概要を申し上げます。

第1点目の分野方針「福祉・医療」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の7項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域福祉の推進であります。

地域全体で支え合う体制と福祉・医療・保健の連携が重要であり、各公区の関係組織や各福祉団体が果たす役割は大変重要であることから、「地域で支え合うネットワークづくり」と、地域全体で互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進してまいります。

また、高齢者等が安全で安心して自立した生活を送ることができるよう、共生型住まいの場「ぬく森」の運営を適切に行うとともに、経年劣化による破損等施設の改修を進めてまいります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、必要な人材の確保と育成を行うことで、福祉・医療の連携により、「地域包括ケアシステム」を強化してまいります。

第2は、社会保障の充実であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療保険制度につきましては、北海道、北海道後期高齢者医療広域連合と一体となって運営してまいります。

今後におきましても、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、各機関と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めてまいります。

また、介護保険事業につきましては、令和3年度を初年度とする「第8期介護保険事業計画」を策定し、円滑な介護給付及び予防給付に努めてまいります。

第3は、保健・健康づくり対策であります。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、町民の生命と健康を守るため、最大限の対策を講じるよう努めてまいります。新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきましては、円滑な接種を実施できるよう、必要な体制整備を行い、国からワクチンが供給され次第、指定される対象者から順次行ってまいります。

このほか、より一層のメタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の維持・向上を目指し、町民の皆様の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、生活支援や環境づくりに努めてまいります。

第4は、医療対策であります。

町内唯一の町立下川病院は、町民の日常の医療を担う「かかりつけ医」として、超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点として、身近な医療、患者サービスの向上に努めます。

また、道北地域のセンター病院である名寄市立総合病院との医療連携ネットワークをい

かして、機能・役割分担を図りながら、在宅等への復帰支援や福祉施設との連携を図ってまいります。

さらに、病院事業会計の財務状況の健全化を進めるとともに、将来人口等を見据え、地域の事情を踏まえた役割と運営体制など、「上川北部区域地域医療構想」と連携した経営改革に取り組みます。

第5は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で、安心して生活することができるよう、自助・互助を促進する介護予防事業の取り組みに努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症に対する感染不安や、外出の自粛、在宅時間の長時間化による生活不安などの相談支援、特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進のほか、下川町社会福祉協議会と連携し、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めてまいります。

地域支援事業では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進や、在宅医療と介護の連携、住民主体の支え合い活動を支援し、地域で安心した在宅生活を送られるよう施策を推進してまいります。

また、高齢者が地域貢献や社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を推進してまいります。

高齢者福祉施設の運営につきましては、介護サービスの充実を図るため、ICTやロボットを活用し、介護業務の効率化を図るとともに、職員の適正配置、人材育成に努めてまいります。

第6は、子ども・子育て支援の充実であります。

認定子ども園を更に充実した施設とするため、教育の拡充を図るとともに、保育士の充足に努め、多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、地域全体で子育てを支援していくため、子育て世代包括支援センターによる相談対応や、妊娠期から子育て期を通じた母子保健事業及び関係機関と連携した子育て支援を推進してまいります。

なお、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続してまいります。

第7は、障がい者福祉の充実であります。

障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら「地域生活支援拠点」の充実に努め、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施してまいります。

障害者支援施設の運営については、利用者の重度重複障がいや高齢化等に対応した支援の充実に努め、生活支援員等の確保と人材育成により、サービスの向上に努めてまいります。

また、グループホームの入居者が、より「安全・安心で楽しく」暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めてまいります。

教育行政については、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。

本町の教育施策の目標や基本方針を定めた「下川町総合教育大綱」に基づき、次の4項

目を重点に推進してまいります。

第1は、学校教育の充実であります。

子供たちが学校において、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を「主体的・対話的で深い学び」を通して学習することは、「E S D（持続可能な開発のための教育）」を推進する上でも重要であります。

子供たちの個性を伸ばし、豊かな心を育むために、昨年度整備したI C T端末の更なる活用を進めるため、教育I C T化推進アドバイザーやI C T支援員を配置し、「G I G Aスクール構想」に基づく教育I C T環境の充実を進めてまいります。

また、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育推進に向けた小中の連携を図るとともに、教職員の研修を通じた連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、また、第6期下川町総合計画のありたい姿の「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を具現化し、昨年度策定した「下川町地域共育ビジョン」の取り組みと連携したコミュニティ・スクールの充実と地域学校協働活動を推進してまいります。

次に、下川商業高等学校の支援策につきまして、商業高校としての特色ある教育活動を支援するとともに、地域とともにある学校づくりへの支援を行い、存続・維持・発展に努めてまいります。

第2は、生涯学習の振興であります。

町民の皆様が潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果をいかせる環境づくりが重要であり、生涯各期における学習機会の提供と自主学習を推進するとともに、スポーツ・文化活動も含め民間団体活動の充実を図ります。

第3は、生涯スポーツの振興であります。

年々、町民の皆様の健康に関する意識が高まっていることから、個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めてまいります。

また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の支援を充実し、健全な心と体力及び技術の向上を図ります。

特に、ノルディックスキー競技において、本町出身選手が国際舞台で活躍していることが町民に夢と感動と勇気をもたらしていることから、今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中高一貫指導による選手の育成強化を進めてまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

地域に根ざした個性あふれる文化活動を支援するとともに、質の高い芸術文化に触れる機会を提供してまいります。

また、町民の皆様の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めます。

次に、第3点目の分野方針「生活環境」であります。次の14項目を重点に推進してまいります。

第1は、土地利用・市街地の整備であります。

人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえた「都市計画マスタープラン」を基本として、有効な土地利用、市街地づくりを進めてまいります。

第2は、景観・公園の整備であります。

公園は、町民の皆様の安らぎや憩いの場であり、子供からお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等、多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう適切な維持管理に努めてまいります。

第3は、住宅対策であります。

移住・定住対策など、多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な公営住宅等の整備や既存住宅の改修等により、住環境の整備を進めるとともに、住宅建築や改修等の支援を行い、快適な住環境の整備を推進いたします。

また、空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、国の補助制度を活用して、住宅の利活用や安全で安心な暮らしを確保してまいります。

第4は、道路・橋梁の整備であります。

快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等交通環境の整備に努めてまいります。

第5は、積雪対策であります。

冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な「除排雪事業」に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、「自主排雪支援事業」を実施し、快適な住環境の確保に努めてまいります。

第6は、上水道事業であります。

安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、下川浄水場建設に係る実施設計等を行うとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

また、営農飲雑用水施設につきましても、適切な維持管理を行います。

第7は、下水道事業であります。

快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理を行ってまいります。

第8は、公共交通の対策であります。

地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保とともに、地域公共交通である「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしや利便性の向上に努めてまいります。

また、町民の皆様の生活支援及び地域公共交通の維持のため、地元商店等からの宅配等の実証・事業化を実施してまいります。

第9は、環境保全の対策であります。

本町における廃棄物処理及び公衆衛生対策として、環境負荷の低減や環境美化の向上を図るため、ごみ排出量を抑制するとともに、分別の徹底による減量化と再資源化の推進、不法投棄の防止対策等、廃棄物処理の適正処理に向け、関係機関・団体と連携した活動と

その有効性を啓発し、ごみ処理に関する意識の高揚を図ってまいります。

また、一般廃棄物の中間処理は名寄地区衛生施設事務組合で広域処理されていますが、過大な維持管理費などが課題であることから、次期一般廃棄物中間処理施設の整備に関して協議を進めてまいります。

第10は、交通安全・防犯対策であります。

関係機関との連携の強化により、町民一人一人の交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、交通安全及び防犯対策を講じてまいります。

第11は、消費生活対策であります。

年々複雑巧妙化する特殊詐欺や悪質商法への対応を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を確保してまいります。

また、「ばくりっこ」の活動を通じた埋立ごみの減量化とコミュニティ活動の醸成に支援するとともに、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した消費行動を推進してまいります。

第12は、消防・救急救助対策であります。

消防行政は、上川北部消防事務組合により執行されているところではありますが、町民の皆様への安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めてまいります。

消防庁舎の老朽化対策として外壁の補修工事を行うとともに、水槽車積載の小型ポンプ及び消火栓の更新を進め、消防力の充実強化を推進してまいります。

また、様々な救急事案に対応するため、救急高度化の推進と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めてまいります。

第13は、危機管理であります。

近年、各地において甚大な被害が発生していることから、防災訓練等を実施し、自助、共助など町民の防災意識の向上を図ってまいります。

また、各公区の自主防災計画の策定や自主防災組織を推進してまいります。

第14は、情報化の推進であります。

町民や地域のニーズに的確に対応する情報化を推進するため、町民の皆様が容易に情報を受けられる情報提供方法等について調査研究してまいります。

次に、第4点目の「産業」であります。次の4項目を重点に推進してまいります。

第1は、農業振興対策であります。

近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など、地域が抱える課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食産業の落ち込みによる農畜産物の市場価格の低迷や、移動制限による労働力不足など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、先行きの不透明感が増しています。

このような情勢の中、次の6点を重点に農業振興対策を推進してまいります。

1点目は、総合的な農業施策の推進であります。

地域の活力を維持するためには、本町の基幹産業である農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援してまいります。

2点目は、環境に配慮した農業施策の推進であります。

農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度や環境保全型制度を活用し、集落活動等を支援してまいります。

また、土壌改良施設につきましては、土壌改良材活用による環境保全型農業を推進するため、指定管理により効果的な運営に努めてまいります。

3点目は、生産基盤の整備であります。

農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者への農地利用集積を推進するとともに、畜産担い手育成総合整備事業による基盤整備を行い、安定的な自給飼料の確保を図ってまいります。

4点目は、生産・流通体制の整備であります。

安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには、乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援してまいります。

また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産・フルーツトマトの半養液栽培に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援してまいります。

5点目は、農業経営の安定化であります。

農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間軽減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援してまいります。

また、施設園芸ハウスの環境モニターの導入など、スマート農業の推進に対して支援してまいります。

次に、農業経営を支援する施設運営についてであります。町営サンル牧場は、道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区の実施による良質な粗飼料の生産及び飼養コストや労働時間の軽減を図り、経営安定化に資する施設として指定管理により運営してまいります。

育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めてまいります。

農産物加工研究所は、特産品であるトマトジュースの安定的な生産体制構築のため、引き続き原料確保と販路拡大及び経営の効率化に努めるとともに、民間移行に向け関係機関と協議してまいります。

6点目は、担い手の確保・育成であります。

中核的農業者の活動促進や育成を図るため、「下川町農業振興基本条例」に基づく支援を行うとともに、担い手対策を進めてまいります。

また、担い手を確保するため、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成を支援するとともに、一人就農者の団地化を図り、協同で就農できる体制を構築してまいります。

第2は、林業・林産業対策であります。

豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムのスマート化、雇用の確保・創出、木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想等の具現化によるエネルギーの地消地産と脱炭素社会の構築に向けて、次の6点を重点に林業・林産業施策を推進してまいります。

1点目は、循環型森林経営の推進であります。



町有林につきましては、循環型森林経営の理念を基本としながら、森林認証基準に基づく計画的な森林整備の実施、国有林との連携を密に共同の原木ストックヤードを管理運営し、地域への機動的な木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域林業・林産業の活性化を進めてまいります。

また、町有林の資源構成を充実させるため、民有林野の購入を進めるとともに、「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進してまいります。

2点目は、路網整備の推進であります。

森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図ってまいります。

3点目は、人材確保と育成の強化であります。

林業・林産業における人材確保・育成に向けて、旭川農業高校森林科学科と関係機関との協力体制により、森林施業実習や町内林業事業者へのインターンシップ等の受入れなどを継続して推進してまいります。

また、北海道、上川北部地域、地域林業・林産業事業者と連携協力の下、「北海道立北の森づくり専門学院」2年生の地域実践実習等の受入れを開始するとともに、地元NPO法人等と連携して、町内中学・高校生向けの職業教育を行い、地元の就労につながる活動を進めてまいります。

4点目は、林業・林産業の振興であります。

森林総合産業化を進める上で、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な「川下対策」について、「下川町林業振興基本条例」に基づく林業・林産業事業者の設備投資への支援を実施するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んでまいります。

また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及びICT・IoT技術を活用したスマート林業の普及を促進してまいります。

さらに、東京2020大会「選手村ビレッジプラザ」整備に対し、地域林産業関係事業者と連携して提供した下川町産FSC森林認証材の普及啓発及び後利用について検討を進めてまいります。

5点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。

第6期下川町総合計画のありたい姿の目標である「エネルギーの地消地産、脱炭素社会」の実現に向けて、再生可能エネルギー導入促進ロードマップ導入方針の具体化に向けた調査・検討を進めてまいります。

また、木質原料製造施設の機械車両を更新し、効率的な管理運営と木質燃料の安定供給を図ってまいります。

6点目は、森林の利活用であります。

豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署と連携し、植樹祭や林業体験バスツアーを開催してまいります。

また、下川らしい「森林文化の創造」に向けて、引き続きチェンソーアート大会への支援を行うとともに、大会により製作された作品をより魅力ある展示物として公共施設等に配置してまいります。

第3は、野生鳥獣被害の防止であります。

ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、近年増加傾向にあるアライグマ、キツネ、カラス等の対策も併せて、「下川町有害鳥獣被害対策協議会」と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施してまいります。

第4は、産業であります。

人口減少、産業の衰退による経済規模の縮小が懸念される中、次の2点を重点的に推進してまいります。

1点目は、産業振興であります。

「中小企業振興基本条例」に基づき、経営基盤強化、人材育成、商店街活性化に向けて中小企業を下支えするとともに、「下川町産業活性化支援機構」を中心に、総合的な移住促進、起業家の呼び込みと育成、求人事業者と就業希望者のマッチングなど関係機関と連携して取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図ってまいります。

また、行政ポイントの発行と普及啓発を行うことで、消費の域内循環と政策効果の向上に努めてまいります。

加えて、特定地域づくり事業を実施する事業協同組合を支援し、地域全体での雇用創出、人材の確保に努めてまいります。

次に、経済交流の拡大であります。

誘致企業である「スズキ株式会社」や「王子ホールディングス株式会社」等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めてまいります。

次に、観光の振興であります。

アイスクャンドルミュージアムなどの四大イベントを核とした交流人口の拡大や、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、水源地域ビジョンに基づき、サンルダム周辺整備事業や名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限にいかしながら、地域ブランド力の向上や受入れ体制の充実を図ってまいります。

また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、滞在型交流人口の拡大を図ってまいります。

2点目は、一の橋バイオビレッジであります。

地域活力を再生し、集落を創生するため、一の橋地域において、地域熱供給システムを活用した産業を創出するとともに、住民のコミュニティ形成などに取り組み、集落の自立性を高め、持続可能な社会の構築を図ってまいります。

特用林産物栽培研究所につきましては、民間活力を活用し、安定的な運営を進めてまいります。

次に、雇用労働政策であります。名寄地区通年雇用促進協議会など関係機関と連携して通年雇用対策等を進めてまいります。

次に、第5点目の分野方針「地域自治・地域内連携」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、地域自治・地域内連携であります。

町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めてまいります。

また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図ってまいります。

第2は、多様な人材が活躍できる場づくりであります。

町内外の多様な人材の活用を促すための基盤を構築し、町民の皆様が主体となった地域課題解決活動や町内外の人々、企業、団体との連携を促進するとともに、「ありたい姿」の七つの目標の実現や「持続可能な開発目標（SDGs）」の普及展開活動を行ってまいります。

次に、第6点目の分野方針「行財政」であります。次の2項目を重点に推進してまいります。

第1は、効率的・効果的な行政運営であります。

第6期下川町総合計画につきましては、目指す将来像である「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と「ありたい姿」の七つの目標の実現に向けて、限られた財源の中、効率的で効果的な施策を実施するため、行政評価等に基づき検証しながら、進捗管理計画の見直しを行ってまいります。

また、政策課題を効率的、効果的に推進するため、課の統合等を進めてまいります。

第2は、持続可能な財政運営であります。

限られた財源の中で、健全な財政を維持するために、あらゆる財源の確保と行財政改革に取り組んでまいります。

町税等につきましては、引き続き、適切な賦課業務と効率的な徴収業務に努めてまいります。

以上、執行方針の概要を申し上げましたが、様々な地域課題を着実に解決し、私の政治公約であります町民が幸せを実感できる「幸せ日本一のまち」を創るため、町政を執行する決意でありますので、議員並びに町民の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。令和3年度の町政執行方針とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で町政執行方針を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第5 教育長より、教育行政執行方針の表明があります。  
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） おはようございます。

令和3年第1回下川町議会定例会の開会に当たり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

今日、少子高齢化や人口減少及び高度情報化の進展など、社会が大きく変化する中、第6期総合計画の「2030年における下川町のありたい姿」…以下、「ありたい姿」と申し上げます…を実現していくため、第2期下川町総合教育大綱（下川町教育推進計画）の基本

目標に基づき、E S D（持続可能な開発のための教育）を推進し、持続可能な社会の創り手を育むことが重要であります。

また、今年度は、「G I G Aスクール構想事業」に基づく教育 I C T環境の充実、地域学校協働活動を通じた地域とともにある学校づくりの推進、ありたい姿の目標 7 である「子どもたちの笑顔と未来世代の幸せを育むまち」を具現化するため、地域共育ビジョンの取り組みを重点的に進めてまいります。

はじめに、小中学校教育の充実について申し上げます。

子供たちが、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるよう、全ての児童生徒の個性や可能性を最大限に伸ばし、夢と希望を持ち、これからの時代を生き抜く力の育成に努めてまいります。

また、総合的な学習の時間等を活用して特色ある教育活動を推進してまいります。

さらに、確かな学力の育成を図るとともに、基本的な生活習慣や社会性の涵養、読書活動の推進など、豊かな心と健やかな身体の育成に努めてまいります。

小学校においては、昨年度から新学習指導要領が完全実施、本年度からは中学校でも完全実施となることから、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「知識・技能の習得」及び「思考力・判断力・表現力等の育成」、そして「学びに向かう力、人間性の涵養」といった、育成すべき三つの資質・能力を柱に、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体の育成、つまりは知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成を目指します。

まず一つ目に、確かな学力育成のため、「基礎的・基本的な知識及び技能の習得」、「個に応じた指導の充実」、「言語活動の充実」、「学習習慣の確立」の4点を念頭に教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントを確立し、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進してまいります。

特に、児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、タブレットの一人一台の配置ができたことから、プログラミング的思考の育成や授業における I C Tの活用を一層推進するため、教育の I C T化推進アドバイザーや I C T支援員を配置し、効果的な学習環境の整備をすすめ、児童生徒の適切な情報活用能力の育成を推進します。

また、外国語教育の充実のため、外国語指導助手（A L T）による外国語及び外国語活動の学習や国際理解教育の充実を図ってまいります。

さらに、家庭学習への支援としては、引き続き学習習慣を身に付けるため、ウイークエンドスクールを実施してまいります。

二つ目に、豊かな人間性を育むためには、道徳教育の果たす役割は極めて大きいことから、教科化された道徳科における指導を中心に、あらゆる教育活動での指導方法の工夫改善を図るとともに、思いやりの心を育成するため、学校教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ってまいります。

三つ目に、健やかな身体づくりとしては、子供たちの体力向上に向けて、体育の授業改善、体力向上を推進してまいります。

いじめ防止の取り組みについては、子供同士の望ましい人間関係を醸成する学校経営・学級経営を通して未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相

談の実施により早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底してまいります。

デジタルメディアへの過剰・不適切な接触については、学校における情報モラル教育の一層の充実を図るとともに、保護者に対しては、安全・安心な利用に向けた家庭でのルールづくりを啓発してまいります。

また、不登校の児童生徒への支援につきましては、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的なきめ細やかな支援を行ってまいります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましても、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期してまいります。

また、特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、全ての児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子供たちの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図り、就学前から教員・相談員による学習面や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と、必要に応じた外部の専門家による指導助言を受けるとともに、小中学校に支援員を配置し、発達に課題がある児童生徒の学校生活を支援してまいります。

特色ある教育活動としては、子供たちが自立と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、身近な自然環境、歴史・伝統文化、地域産業など、地域の大人たちから学ぶ機会を通じた教育活動を進めるとともに、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。

さらに、健やかな身体づくりのための保健指導及び保健管理の充実にも努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進してまいります。

キャリア教育については、地域の未来を担う人材の育成の観点から、地域や地元企業等との連携協力の下、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育むため、一層の充実を図ってまいります。

コミュニケーション能力の育成については、児童生徒がお互いの考えや気持ちを認め合い、思いや考えを適切に表現することができるよう、各教科におけるディスカッション等による効果的な指導助言を行ってまいります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、児童生徒の実態及び課題の共通認識を深め、また、地域学校協働活動の推進により、学校の教育活動と地域活動をつなげることで地域の魅力や課題に触れる機会が生まれ、子供の多様な体験活動が創出されます。このように、子供たちが自らやってみたいことに挑戦できる環境づくりを整備していくことや地域・学校・家庭が連携した場づくりが重要と考えており、取り組みを進めることで「下川町地域共育ビジョン」の具現化の推進を図ってまいります。

小中学校連携による教育活動を推進するには、義務教育の系統的・継続的な教育を行うため、第1に「9年間を通じた子どもの学びのつながり」、第2に「子ども理解・生徒指導の連続性」、第3に「教職員の連携・協働」、第4に「家庭や地域とのかかわり」の4点を視点とし、発達の段階に応じた継続的な子供の理解を柱に「9年間の系統的教育課程の捉え直し」、「目指す子ども像の共有」、「系統性・連続性のある特別支援教育」などを推進

してまいります。

また、小中一貫教育の在り方について研究を深めてまいります。

幼小の連携についても、小学校入学当初において、幼児期に自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう情報の共有・連携を確保してまいります。

また、将来の学校施設の維持管理方法については、昨年度策定した下川町学校施設長寿化計画を基に検討してまいります。

教員の働き方改革につきましては、「校務の効率化や専門スタッフ等の配置による環境整備」、「部活動指導の負担軽減」、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、「町教委のサポート体制の充実」という四つの柱で進めてまいります。

次に、下川商業高等学校への支援について申し上げます。

近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況であることから、引き続き、「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性をいかした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行うとともに、下川商業高等学校コミュニティ・スクール（学校運営協議会）との連携・協働を確保し、存続維持・発展に向けた振興策を進めてまいります。

次に、生涯学習の振興について申し上げます。

生涯を通じた学びの支援による「人づくり」と「地域づくり」を進めるため、現代的課題や多様化する社会に対応する学習機会の提供を図るとともに、地域の課題解決や様々な地域活動に参画していくことが一層重要となっています。

そのため、生涯各期における学習活動の機会の提供と環境整備に努めるとともに、生涯学習に対する町民のニーズが多様化していることから、町民の皆様自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進してまいります。

家庭教育においては、保護者が子供の健やかな成長に必要な正しい生活習慣や学習習慣を学び、家庭の教育力向上に寄与するため、子供の発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供するとともに、親子のきずなを深める取り組みを実施してまいります。

児童室においては、親子が安全で安心してふれあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保してまいります。

青少年教育においては、子供たちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、「下川町地域共育ビジョン」の視点を踏まえ、学校・家庭・地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を担う青少年の育成に努めてまいります。

成人教育においては、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイブランマイスタディー事業による自主学習と仲間づくりを推進してまいります。

高齢者教育においては、各種交流会や高齢者学級などの機会を提供するとともに、高齢

者が持つ知識、技能や経験をいかし、健康で生きがいのある充実した生活を送られるよう努めてまいります。

図書室においては、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通じた主体的な学びや活動を支援し、町民に親しまれる図書室づくりを進めてまいります。

また、読み聞かせや読書イベントにより、子供の読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけを作り、子供の表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進してまいります。

次に、生涯スポーツの振興であります。

生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっており、スポーツをすることにより、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上に大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりや仲間づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めてまいります。

競技スポーツにおいては、スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めてまいります。

また、少年団等から全道・全国大会に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する支援策として、少年団に対する活動費助成、指導者等資格取得に対する助成、共用備品への助成、青少年の文化・スポーツ活動での全道・全国大会参加への支援などを図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指します。

本町のスポーツ文化であるノルディックスキージャンプにおいては、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することで、子供たちのみならず、町民に感動と勇気と可能性をもたらしていることから、幼小中高一貫指導を継続し、世界を目指す選手の育成を推進してまいります。

また、スポーツ施設においては、老朽化の進んだ施設や利用が少ない施設もあることから、スポーツ協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討を進めてまいります。

次に、芸術・文化の振興であります。

町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが重要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体に対し支援してまいります。

文化財保護活用としては、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましても、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図ってまいります。

また、郷土資料については、引き続き調査整理を進め、今後の資料の保存・整理・活用等について検討するとともに、ふるさと交流館、札天山収蔵館は、管理運営を見直してまいります。

以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援をすることが教育の使命であります。

本年度におきましても、町長部局と緊密に連携しながら、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、工夫ある教育行政を執行し使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んでまいります。

今後とも、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。下川町教育行政執行方針とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第6 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、行政報告4件について述べさせていただきます。

1件目でございます。令和3年度上川北部消防事務組合下川消防の概要について、御報告申し上げます。

消防行政につきましては、上川北部消防事務組合によって執行されているところですが、去る2月26日に令和3年第1回上川北部消防事務組合議会定例会が開催され、令和3年度一般会計予算として、歳入歳出総額12億5,197万7,000円が議決されたところでございます。うち、下川町分担金は1億7,181万円で、前年度対比5.1%の減となっております。

次に、下川消防費の歳入歳出予算は1億5,740万円で、前年度対比6%の減となりました。

主な事業といたしましては、救助備品として、空気呼吸器と空気ポンベの購入に89万円を計上しております。

消防施設整備では、建築から50年を経過した庁舎の老朽化による庁舎外壁の補修工事として240万円を計上しています。

また、消火栓の更新として232万円を、5t水槽車に積載の小型ポンプの更新として480万円を、消防用ホース等の購入に43万円を計上し、消防力の充実強化を進めてまいります。

次に、昨年の下川町の火災及び救急の状況について申し上げます。

火災につきましては、建物火災が1件であり、前年と同数ではありましたが、今後とも町民への防火意識の啓発に努めるとともに、各事業所に対しましても防火管理体制の指導強化を図り、火災予防を積極的に進めてまいります。

救急業務につきましては、昨年の出動件数は149件で、前年比9件の増となっており、139人を医療機関に搬送しております。

出動件数につきましては、近年は150件前後で推移している状況であり、今後も医療機



関との連携体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策について万全を期し、救急救命士の処置拡大に伴う教育、救急隊員の訓練強化など、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、消防団の活動状況であります。新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、昨年は、春の演習をはじめ、名寄地区消防総合訓練大会及びその大会に伴います訓練が中止になりました。

また、下川消防出初式につきましては、99年の歴史の中で初めて中止を決断することとなりました。

消防団員の充足状況は、令和2年度では3名の入団があり、定数70名に対して、現在56名で、前年比1名の増ではありますが、消防団員の補充につきましては、大変厳しい状況であり、町民及び事業所等の理解を求めて定数の確保に努め、今後とも地域防災の中核として地域に密着した活動をしてまいります。

さて、近年は地球規模で異常気象が頻発している状況であり、昨年も日本各地で集中豪雨が発生し、堤防の決壊や越水などの被害が発生し、犠牲者も出ています。幸い、下川町では大きな災害は発生しておりませんが、地震や豪雨災害はいつ起きるか分かりません。

少子高齢化が進んでいる現状の中、災害時要支援者が発生することは、コロナ禍も影響し、災害のリスクを更に高める要因となることから、消防の責務は一段と重要性を増しております。

このような状況を踏まえ、町民が安全・安心して暮らせる地域社会の実現のため、関係機関と一層の連携を図り、地域防災力の充実強化に向けて努力してまいり所存であります。

以上、上川北部消防事務組合下川消防の概要について御報告申し上げましたが、詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2件目でございます。名寄地区衛生施設事務組合の概要について、御報告申し上げます。

去る2月26日に、第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会が開催され、令和3年度一般会計予算について議決されたところであります。

令和3年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,596万円とするもので、前年度比16.2%の増であります。

内訳といたしましては、し尿処理部門で1億1,075万2,000円、炭化処理部門で2億3,062万7,000円、埋立処理部門で1億295万1,000円、建設事業部門で1億1,163万円となっております。

主な内容といたしまして、歳入では、分担金及び負担金が4億4,661万3,000円、使用料及び手数料5,601万7,000円、国庫支出金3,213万3,000円、繰越金2,100万円などがあります。

次に歳出では、議会費72万2,000円、総務費2,209万6,000円、衛生費5億3,256万6,000円のほか、公債費7万6,000円、予備費50万円です。

以上申し上げまして、名寄地区衛生施設事務組合の概要について御報告申し上げます。詳しい内容につきましては、別紙として参考資料を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3件目でございます。令和3年度上川教育研修センター組合の概要について、御報告申

上げます。

本研修センターは、上川管内4市19町村で構成し、教職員等の資質向上を図るため、学校教育並びに社会教育関係指導者の教育活動にいかされる実務的研修や実践交流等の事業を進め、着実にその成果を見ているところであります。

令和3年度においては、これらの事業を推進するため、総額3,139万1,000円の予算を計上し、さきの組合議会で議決されたところでございます。

なお、組合総予算に占める平常運営費負担金の総額は、約81%の2,550万円となっており、そのうち、本町の負担分は29万2,000円であります。

以上、上川教育研修センター組合の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、別紙に参考資料として添付しておりますので、よろしく御願い申し上げます。

最後、4件目でございます。指定金融機関について、御報告申し上げます。

町では、地方自治法第235条第2項の規定による金融機関を北星信用金庫に指定し、町の公金の収納及び支出の事務を取り扱っていただいているところであり、引き続き、令和3年度におきましても、双方に異存がなく、また、従来の実績等を十分考慮し、契約に基づく自動更新をすることといたしましたので、議員各位の御了承を頂きたく、御報告申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

ここで、換気のため、10分間休憩いたします。

---

休 憩 午前11時

---

再 開 午前11時10分

---

○議長（近藤八郎君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 下川町議会活性化等調査特別委員会結果報告を行います。

下川町議会活性化等調査特別委員会から報告したいとの申し出がありましたので、報告を求めます。

我孫子洋昌 下川町議会活性化等調査特別委員長。

○下川町議会活性化等調査特別委員長（我孫子洋昌君） 下川町議会活性化等調査特別委員会結果報告をいたします。

当特別委員会は、令和2年7月30日の設置以降、議会活動の指針となる議会基本条例の制定を目指して議論を重ねてまいりました。これまでの経過については、令和2年9月18日及び同年12月25日の中間報告のとおりであります。

専門家である、北海道大学 神原名誉教授の助言、2回目のパブリックコメント、町の理事者との協議を経て、町民・町長との関係、通年議会、議決事項、体系整備、各条文の

表現等の議論を深めて精査した議会基本条例案を策定する運びとなりました。

このたび、当特別委員会委員の総意をもって、令和3年第1回定例会において提案すべきものと決したところであります。

12月定例会における中間報告以降の調査の結果は、お手元に配布の資料のとおりとなっております。

そして、今後の予定のところにあります結果報告については、ただいま行っているというところです。

その他というところで、議会活性化等調査特別委員会の活動の振り返りと今後の考え方をお示しさせていただきます。

議会基本条例案の策定に際して、町民との意見交換会等の機会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会場に集まいただくことは自粛せざるを得ない状況となりました。

このような制限の中、議会モニターから御意見を頂き、また、パブリックコメント募集の際に議会だよりを通じて全戸配布し、並行して当特別委員会の活動状況や議会基本条例案等を町ホームページに掲載するなど、可能な範囲で御意見の収集や周知に努めました。

議決、公布の手続きを経て、議会基本条例等が施行された後においては、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、町民により一層の理解が図られるよう取り組んでまいります。

最後になりましたが、このたびの条例制定に当たり、法政大学 廣瀬教授、芽室町議会の皆様、そして北海道大学 神原名誉教授の御指導を賜りました。この場をお借りして感謝を申し上げます。

以上、結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第8 発議第1号「下川町議会基本条例」、日程第9 発議第2号「下川町議会会議条例」、日程第10 発議第3号「下川町議会傍聴条例」、日程第11 発議第4号「下川町議会諮問会議設置条例」及び日程第12 発議第5号「下川町議会委員会条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

発議第1号から第5号まで、一括して提案趣旨の説明を求めます。

提案者議員 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議案となっております、発議第1号から発議第5号につきまして、提案理由を一括して申し上げます。いずれも、議長を除く全議員を賛成者議員として提案するものであります。

発議第1号 下川町議会基本条例について、提案理由を申し上げます。

下川町議会では、平成27年度以降、様々な議会活性化の取り組みが行われてきました。こうした取り組みの下で、基本理念とその目的を実現するための体制を再構築し、今後の議会活動の指針とする基本条例を制定するものです。

本条例は8章30か条による構成となっており、施行日は令和3年4月1日となってい

ます。なお、本条例等に規定することになった「下川町議会定例会条例」及び「下川町議会の議決すべき事件に関する条例」は附則により廃止されます。

本条例の概要を申し上げますと、議会は、町の意味決定機関であるため、町民の意思を的確に把握して最も有益な結論に導いていく責務を有します。この責務を果たすため、本条例に定める「開かれた議会、切磋琢磨する議会、自由で活発な議論が展開される議会、政策提言ができる議会、町民の声を行政に反映する議会」を目指します。

これらの理念は、下川町自治基本条例に定める議会の理念に基づいています。

議会及び議員の活動原則では、議会は議員に合議機関であり公平性及び透明性等を確保すること、議決に対する説明責任が果たせるよう資質の向上に積極的に取り組みます。

また、議会の会期を通年化して、議会の主体性を高めるとともに、議長及び副議長の選出の際は、議場にて所信表明を行い、選出に係る透明性を示します。

有権者である町民に議会の活動状況を伝えるため、「議会白書」を策定し、議会の自己評価を行い、1年ごとに公表します。このことにより、議会は有権者から評価され、二元代表制の一翼を担う議会としての緊張感と責務が生じます。

これらの責務を果たすために議員は自らを律する必要がある、「議員報酬」を改正するときは、議会として町民意向等を把握することを前提に議員が提案すること、並びに然るべき時期に「議員の政治倫理」を定めることを規定しています。

町長は、執行者として二元代表制の一翼を担いますが、議会との対等な議論を展開するために「反問権」が設定され、議員の一般質問において趣旨等を確認することができます。

議会は、議会基本条例を町民とともに育てるため、不断の議会改革に努めるとともに、条例の目的が果たされているかどうか、1年ごとに検証することとしています。

これまでの様々な議会活性化の取り組みを体系化し、町民参加による議会運営、町民福祉の増進及び持続するまちづくりの進展に寄与することを目的として、下川町議会基本条例を提案するものであります。

続きまして、発議第2号 下川町議会会議条例について、提案理由を申し上げます。

議会基本条例の施行により、定例会の会期を5月から翌年4月までのおおむね1年間とし、会期を通年とすることは、地方自治法の規定に基づき条例で定めなければならないことから、会議条例を制定するものです。

従来の会議規則は、全国町村議長会が定めている「標準町村議会会議規則」を引用し、先例等を反映させるよう該当する条項を修正して定めています。下川町議会においても同様に定めております。

本条例の概要を申し上げますと、会期の通年化には、従来の「定例会の運用を工夫する方法」と、平成24年に改正された「地方自治法第102条の2」の規定を用いる方法がありますが、下川町議会は、前者の「定例会の運用を工夫する方法」を選択しています。

従前の「定例会」を「定例会議」、「臨時会」を「臨時会議」とし、従前の「会期」を「議案等を審議する期間等」として運用します。

利点としては、会期を1年間とすることにより議会の判断で会議を開くことができること、従来の定例会月に「定例会議」を再開すること、議決した事件を除き閉会中に制限されていた議会活動が可能となること、緊急を要するとして専決処分する必要がないことが挙げられます。

一方で、定例会等の会期を前提にしていた「一事不再議」や「発言の取消し」には、従来とは異なる運用が必要となりますが、実質的に制度が担保されるよう規定しています。

閉会中の継続審査は制度として削除されます。

また、議長及び副議長を選任する際の「所信表明」については、本会議場で行うこと、質疑及び討論しないことなど、所要の規定が設けられています。これは、議長及び副議長の選任過程を公開して、町民の不信を招かないように配慮するものです。

このほか、議員は、必要に応じて町の事務事業に対して「文書質問」することができます。議長は、議会運営委員会に諮って町長等に送付します。

以上、提案理由を申し上げ、議会基本条例第3条第4項に規定されている「議会は、意思決定にあたり、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、論点や争点を明らかにして、町民に対する説明責任を果たす。」ことを目的として、下川町議会会議条例を提案するものであります。

続きまして、発議第3号 下川町議会傍聴条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、本会議の傍聴に関して定めるものです。現在は、「下川町議会傍聴規則」ですが、議会基本条例第10条第2項に規定するとおり「町民の傍聴に関する権利を確保し、町民の傍聴意欲を高める」ことを目的に条例として制定するものです。

下川町議会傍聴条例は、全国町村議長会が定めている「標準町村議会傍聴規則」を引用し、現状に合わせて条項を修正して定めています。

条例の概要としては、傍聴人の定数を定め、傍聴の手続き、傍聴人が守るべき事項を定めています。傍聴人が本条例に違反したときは、議長が退場させることができることとしています。なお、本条例の一部を準用して、委員会の傍聴についても適用できることとしています。

附則では、施行日を令和3年4月1日とし、現在の「下川町議会傍聴規則」は廃止します。

様々な議会活性化の取り組みとともに、一人でも多くの町民が傍聴する意欲が高まることを目的として、下川町議会傍聴条例を提案するものであります。

続きまして、発議第4号 下川町議会諮問会議設置条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、議会基本条例第28条の規定に基づき、附属機関として諮問会議の設置に関して定めるものです。

条例の概要としては、所掌事務として、議会議員定数及び議員報酬に関すること、議会活動の活性化に関すること、議会基本条例の見直しに関することなどについて、議長の諮問に応じて意見を答申するものです。

諮問会議は5人以内の委員で組織し、町民から1名以上を公募すること、任期を2年と定めること、会長を互選することなどを規定し、施行日を令和3年4月1日としています。

様々な議会活動に関して、町民や知識経験等を有する者が参加する重要な機関として位置づけ、町民の意向を把握する目的として、下川町議会諮問会議設置条例を提案するものであります。

最後に、発議第5号 下川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由

を申し上げます。

本条例は、議会基本条例の施行に関し、所要の改正や文言の改正を行うものです。

条例の概要としては、「議会運営委員会の所管」を明記すること、委員会は原則として全ての会議を公開すること、会期の閉会中が無くなることや関係条例の制定により、関係する文言を整理するものです。

施行日は、令和3年4月1日としています。

委員会活動の公開と傍聴が可能であることを町民に理解していただき、議会活動の関心が高まるよう委員会活動が活性化することを目的として、下川町議会委員会条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

以上、発議第1号から第5号までの提案理由といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありました。

お諮りいたします。

これから、質疑を省略し、討論に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） ただいまの発議第1号から発議第5号までを受けまして、議会を代表して賛成意見を述べさせていただきます。

まず、この上程された議会基本条例は、自治基本条例の第6章「議会の理念」に基づき制定されています。

提案者の報告にもありましたとおり、平成27年から議会の活性化の活動を行ってきた経緯があります。

また、昨年より議会活性化等調査特別委員会では、約8か月にわたり様々な角度や視点から精力的に議論を重ねてきたところであります。

今後においても、町の発展を考えると、この活性化を継続して機能させることで、更に町民が町政に対して関心が高まるよう取り組んでいきたいと考えております。

したがって、議会基本条例は、制定して終わるものではなく、町民と意見交換しながら検証するとともに、必要に応じて改正していくものであり、いわゆる町民とともに育てる条例として、今後も見直していくものであります。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、発議第1号から第5号まで、一括して採決いたします。

発議第1号から第5号まで、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号から第5号まで、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第13 議案第1号「下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村選挙において選挙公営の対象が拡大されることに伴い、立候補に係る環境改善を目的として、新たに条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、町議会議員選挙及び町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に要する経費について、供託金が没収された場合を除き、その候補者が契約する事業者からの請求に基づき、上限を定めて公費で負担することができるよう必要な事項を定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第1号 下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、御説明申し上げます。

議案書は、1ページからでございます。

それでは、議案第1号説明資料を御覧いただきたいと思います。

このたびの条例制定の理由でございますけれども、町村選挙の立候補者負担の軽減及びなり手不足の解消等を目的としました公職選挙法の一部改正が、令和2年12月12日に施

行されまして、町村議会議員選挙及び町長選挙におきまして、「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ポスターの作成」「選挙運動用ビラの作成」に要する経費について、上限を定めて公費負担することができるようになったことから、改正公職選挙法の趣旨を踏まえまして、新たに条例を制定するものでございます。

まず、公費負担制度の趣旨でございますけれども、先ほど申し上げた制定理由と重複する部分もございますけれども、お金のかからない選挙を実現するとともに、選挙の公平性を確保するため、国や地方公共団体が候補者の選挙運動費用を負担する制度でございます。参考までに、現在、町が既に実施しております公費負担につきましては、「ポスター掲示場の設置」「投票記載所の氏名等掲示」「選挙運動用通常はがきの交付」「個人演説会の公営施設利用」ということでございます。

次に、選挙運動の公費負担に関する条例の概要につきましては、公費負担制度の基本的な考え方といたしまして、「公費負担額は、上限の範囲内で実際に要した費用分が交付されるものであること。」「供託物が没収される候補者ではないこと。」ということでありまして、この供託物に関しましては、次回からの選挙においては、町村議会議員選挙においても立候補に当たって15万円の供託金が必要となる制度になっております。また、「候補者と業者等の間で有償契約を締結すること。」、これが条件であります。

内容については、表に記載をしておりますけれども、選挙運動用自動車につきましては、ハイヤー方式、1日当たり6万4,500円、五日間の選挙ですので、上限額が32万2,500円。それから、レンタカー方式ということで、自動車の借上料が1日当たり1万5,800円、運転手報酬につきましては1日当たり1万2,500円、燃料代につきましては1日当りの上限は設けませんけれども、五日間で3万7,800円の上限として、全体では17万9,300円とし、内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、選挙運動用のビラにつきましては、1枚当たりの上限単価として7.51円、上限枚数につきましては、町議選挙が1,600枚、町長選挙が5,000枚として、町議の上限額は1万2,016円、町長は3万7,550円となります。

次に、選挙運動用ポスターにつきましては、1枚当たりの単価の上限を1,598円として、上限枚数につきましては本町のポスター掲示場24か所分として、上限を3万8,352円とするものでございます。

この上限額等につきましては、前回の選挙の経費を参考にするとともに、既に導入されております近隣地の状況等を参考に設定をしたところでございます。

この条例の公布後、告示される選挙から適用することとしております。

条文の内容につきましては、議案書の2ページからでございますけれども、まず、第1条では「趣旨」、第2条では「選挙運動用自動車の使用の公費負担」、第3条に同じく「契約締結の届出」、第4条に同じく「公費負担額及び支払手続」、第5条に同じく「契約の指定」、第6条では「選挙運動用ビラの作成の公費負担」、第7条で同じく「契約締結の届出」、第8条に同じく「公費負担額及び支払手続」、第9条では「選挙運動用ポスターの作成の公費負担」、第10条に同じく「契約締結の届出」、第11条に同じく「公費負担額及び支払手続」、第12条に「この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。」こととしております。

附則として、先ほど申し上げましたけれども、この条例につきましては公布の日から施



行し、公布の日以後、告示される選挙に適用することとしております。

なお、この選挙の公費負担の条例制定に係る上川管内の状況でございますけれども、既に制定済みが6町村、この3月定例会に上程予定が10、令和3年度中に制定予定が2ということ、また今後検討が1ということで、ほとんどが制定予定となっております。また、全道の状況でございますけれども、これについてもほとんどの町村において条例が制定される見込みとなっております。

以上、説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 1点だけ質問ございます。選挙運動用ビラについてでございます。

町議1,600枚、町長5,000枚配ることができるということでもあります。この配り方、例えば1,600枚、400枚ずつ4回で1,600枚…4種類のビラを作るということです…が認められるのか、はたまたビラ1種類を1,600枚配るといふだけの規定なのか、その部分を回答お願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。前回の選挙までは町長選挙のみビラの頒布が認められておりました。その時の規定におきましては、2種類までということになっておまして、同様に今回の改正で、次の選挙の際にまた御説明申し上げますけれども、おそらく同じようなかたちかなというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 本条例の提案の前段階ですね、パブリックコメントを実施されたかと思うんですけど、それはどういった意見が出ていて、どのように対応されたか、もしパブリックコメントが上がっていれば教えてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。パブリックコメントにつきましては、1月15日から2月15日まで1か月間、実施したところであります。

パブリックコメント実施の際にですね、2件の御意見がありまして、1件目が選挙運動

用の自動車についての御意見でございました。もう1件につきましては、昼食の関係の…上限を設けて公費負担ということも検討していただきたいという御意見がありましたけれども、まず1件目の選挙運動用自動車に関しましては、内容について…限られた期間の中で皆さん選挙運動されるので、その際に非常に音の関係が気になるといったような御意見でありましたけれども、我々といたしましては公職選挙法等の中で…そういったかたちで運動されておりますので、御理解いただきたいというお答えをさせていただいております。

また、同じく、昼食の負担に関しても、これも公職選挙法の方で…施行令も含めて細かく規定されておりますから、その中で規定されている範囲内で…昼食代の負担というのは公費負担になっておりませんので、これに関しても御理解いただきたいということでお答えをしたところであります。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第14 議案第2号「下川町自治基本条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町自治基本条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、発議第1号の議会基本条例の制定に伴い、関連する「下川町自治基本条例」及び「下川町特別職報酬等審議会条例」の2条例を条建てで改正するものであります。

主な改正内容につきましては、第1条で下川町自治基本条例において、第6章 議会に「議会の役割と責務の理念を具体化するため、下川町議会基本条例を制定する」旨の規定を追加し、第2条で下川町特別職報酬等審議会条例において、審議する特別職の報酬等から議会議員を除くため、所要の改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問させていただきます。御案内のとおり、前期ですね…町長の公約の下に自治基本条例を改正…見直しをするということでございましたが、いろいろと議論をしてきたところでありますが、1期…見直しがされぬまま…見直しの必要性は承知していたかと思うんですが、されないまま今日できました。

今回、議会基本条例が制定されました。議会基本条例の中には、公益通報等々ですか…本来行政が担わなければいけない条項みたいなものも議会の中に入っていると。

下川町自治基本条例を今後改正する…見直しをするというお考えがあるのか。お考えがあるとすれば、いつまでにやるのかというところを質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 自治基本条例については、改正する方向での…今まで議論をさせていただいて、町の考え方、それから町民の皆さんの中での議論の結果等について説明をさせていただき、なかなか…議会と調整を図ることになっておりましたけども、そのところで折り合いがつかないところもございました。

町としては、一定程度、自治基本条例の考え方というのをお示しさせていただいたところでございますので、それを継続しながら今後も議会の皆さんと協議を図っていくことができると思っております。

今回、議会基本条例という新たな条例が制定され、また新しい旅立ちになろうかと思っておりますので、そのへんの意をくみながら、また協議の場をつくっていければと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 誤解があると困るので、皆さんに理解をしておいていただきたいと思うんですが、議会との折り合いがつかないという話がありましたけども、確かに前回、議会から…議会は議会で改正する条項を検討し、執行者の方と協議をしました。と…それ1回です。その後、協議のテーブルにも…もたなかったと思います。ですから、折り合いがつかなかったというのは違うという理解で、皆さんには理解していただきたいと思います。

何を申し上げたいかという、町民の方、議会等でお約束した事でございますので、粛々…淡々と基本条例の見直しを行っていただきたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第2号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第15 議案第3号「下川町課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 158 条の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるための課設置条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、政策課題を効率的・効果的に推進するため、課の設置及び統合を行うものです。

改正内容につきましては、「森林商工振興課」を廃止し、商工観光部門を「政策推進課」に、林業振興部門と「農務課」を統合し、「農林課」を設置するものでありまして、施行期日を令和 3 年 4 月 1 日とするものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 3 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 議案第 4 号「下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、各公区に設置しております公区会館等の一部を用途廃止することに伴い、条例中の別表を一部改正するものであります。

改正内容につきましては、2 公区会館の用途を廃止し、10 施設を 8 施設にするもので、用途廃止する施設は、りんどう会館、幸成会館であります。

りんどう会館は、指定管理期間満了に伴う更新の募集を行ったところ、従前の指定管理者が更新の申込みを辞退したことに伴うものであり、また、幸成会館は、公区内に二つの施設があり、公区との協議により、近年の利用実績がほとんどない会館でもあることから、このたび、2 施設の用途廃止を行うものでありまして、施行期日を令和 3 年 4 月 1 日とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第4号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（近藤八郎君） 日程第17 議案第5号「下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

- 町長（谷 一之君） 議案第5号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業に対して、国において防疫等作業手当の特例が措置されたことから、本町において、特殊勤務手当に防疫等作業手当及び新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を追加するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、危険及び不快業務に従事する職員の特殊勤務手当として、防疫等作業手当を追加し、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員の特殊勤務手当として、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を設け、必要な事項を定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ

げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第5号 下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書は11ページからでございます。

町長の提案理由にもございましたとおり、本案は新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業に対して、国において防疫等作業手当の特例が国の人事院規則において措置されていることから、本町におきましても新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を追加するため、改正を行うものでございます。

それでは、議案第5号説明資料を御覧ください。

今回の改正内容につきましては、まず、1番目の防疫等作業手当につきましては、感染症患者の防疫、収容作業に従事した職員に対して、防疫等作業手当を支給するものでございまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症が該当になります。これについては、国の人事院規則に準じているところでございます。

なお、本町における防疫等作業手当につきましては、行政改革大綱及び職員手当の抑制の一環として、特殊勤務手当の見直しを行った際…これは平成17年でございますけれども…この際に特殊勤務手当の中から防疫等作業手当を廃止していたものでございますけれども、このたび再度、人事院規則に準じて290円を規定するものでございます。

次に、2番目の新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当につきましては、職員が、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で、町長が定めるものに従事したときは、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給するものであります。

支給額につきましては、患者、その疑いがある者がいた場所等の防疫作業等に従事した場合は、1日につき3,000円を支給。患者、その疑いのある者に、身体に接触、それから長時間にわたり接して行う作業、その他町長がこれに準ずると認める作業については、1日につき4,000円を支給するものでございます。

また、その疑いがある者とは、保健所又は医師の判断により、新型コロナウイルス感染症を疑う検査が実施された者でございます。

対象の職員につきましては、医師、看護師などの病院の医療スタッフ、それから介護職員、障がい者施設の支援員等でございます。

なお、施行時期につきましては、公布の日から施行しまして、令和2年度中に対応した事案に対応するため、令和2年4月1日に遡って適用いたします。

それでは、説明資料3ページの新旧対照表がございましたので、そちらを御覧いただきたいと思ひます。

第2条の手当の区分に、第5号として「危険及び不快業務に従事する職員の特殊勤務手当」を追加し、第4条から第6条を第5条から第7条に1条ずつ繰り下げ、第4条に危険及び不快業務手当の種類として、危険及び不快業務に従事する職員の特殊勤務手当の種類は次のとおりとするということで、第1号に「防疫等作業手当」、感染症患者の防疫、収容作業に従事した職員、第2号にこのたびの「新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当」、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事した職員を加えるものでございます。

また、別表第4として、防疫等作業手当につきましては、先ほど申し上げた1日につき290円、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当につきましては、1日につき3,000円、これについて、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者がいた場所等において防疫等作業に従事した場合が、この3,000円に該当します。

次に4ページでございますけれども、1日につき4,000円の場合は、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合を加えるものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 趣旨は十分理解しております。それで、作業手当で支給が1日290円…資料にあったのかもしれませんが…根拠をですね…290円の根拠はどうなっているのかなと。近隣市町村などと同程度なのかというのが1点でございます。

もう1点が、説明資料の2ページにありますとおり、3,000円、4,000円というのは国の…令和2年1月27日…適用された、それで3,000円、4,000円と書いているんですが、その下の②ですね、作業した場合に1,000円とか1,500円とか書かれてあるんですね。これってうちの方は該当しないんですか。こういう作業みたいなものはないんですか。もし作業があるとするならば、その規定というものが必要なのではないかなという…質問でございます。以上2点。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。まず、290円の件なんですけれども、これについては人事院規則に基づいておりまして、近隣の町村も同じかたちを取っております。3,000円、4,000円のお話と1,000円、1,500円のお話なんですけれども、令和2年度において、当初、3,000円、4,000円ということで、多くの町村で人事院規則に基づい



て規定をしておりました。その後、国の人事院規則が1,000円、1,500円ということに…11月に改正にはなっているんですけども、近隣も含めて多くの市町村におきましては、この3,000円、4,000円をそのまま適用して、現在も特殊勤務手当を支給していることを考慮いたしまして、今回、1,000円、1,500円の規定が人事院規則で改正になっておりますけれども、遡ることも含めてこの3,000円、4,000円を採用したものです。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。  
5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 遡って運用ということになるという説明がございましたが、これは今年度、町内においてもそういった事例があったということになると思うんですが、今年度の下川町の特殊手当…概算でもいいんですけども…幾らぐらいになったというふうに計算されていますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） 4月に遡ってということでございまして、先ほど内容で申し上げましたが、疑いのある者も含めていくと…検査を受けた方ということになりますので、一時的には…病院で今やっております発熱外来の所にかかった患者さんのうち、検査を受けた方ということになりますので、今後の予定も含めていきますと…それほど多くはないと思っておりますけれども、現在まで何人ということについては、ちょっとお答えを差し控えさせていただきますが、それほど多くない額だというふうに認識しております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第18 議案第6号「下川町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第6号 下川町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条第1項の規定により、新たに策定する令和3年度から令和5年度までの「第8期介護保険事業計画」に基づき、改正するものです。

主な改正内容につきましては、65歳以上である第1号被保険者の月額保険料基準額を5,500円から6,000円とし、保険料率を設定するものです。

なお、月額保険料基準額の引上げにつきましては、国の介護報酬改定や、介護サービス利用者が増えることによる保険給付額の増額見込みに伴い、安定した事業運営を行うため、引上げを行う必要があると判断したところであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第19 議案第7号「下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第7号 下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例は、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、住環境を整備することを目的として平成 28 年度から施行され、環境省の循環型社会形成推進地域計画に基づき、事業を実施してまいりました。

改正の理由といたしましては、本条例施行後 5 年が経過する中で、合併処理浄化槽設置数が当初の想定数に達しているとともに、循環型社会形成推進地域計画の 1 期 5 年の計画期間が本年度終了し、令和 3 年度から 2 期目になることから、それに伴い本条例内容を見直し、一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、補助金の額について、対象経費の 3 分の 2 以内を 2 分の 1 以内にするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 20 議案第 8 号「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本施設につきましては、令和 2 年 4 月から「しもかわ ドット カム」を指定管理者として指定し、管理運営を行ってまいりましたが、このたび、同団体が、本年 2 月 2 日に「合同会社 しもかわ ドット カム」を設立した旨、申し出がありましたことから、同社を指定管理者とするものでございます。

指定管理の期間は、前契約の残期間として、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

---

休 憩 午後 0時 7分

---

再 開 午後 1時30分

---

○議長(近藤八郎君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第21 議案第9号「令和2年度下川町一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第9号 令和2年度下川町一般会計補正予算(第11号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第11回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ

3億3,720万円を追加し、総額を59億9,375万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、補助事業の採択に伴うもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、自立支援給付事業に係る経費を。衛生費では、病院事業補助金を。

農林業費では、畜産・酪農収益力強化整備等特別事業補助金を。

商工労働費では、持続化給付金及び指定管理者休業協力金を計上しております。

土木費では、町道除排雪に係る経費を。

教育費では、学校教育活動継続支援事業に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、町税、地方交付税、国・道支出金、町債などを計上しております。

次に、第2条の繰越明許費補正につきましては、「畜産・酪農収益力強化整備等特別事業」、「学校教育活動継続支援事業」、共に補助事業の採択を受けて実施するものでありまして、令和2年度内に完了することが困難なことから、全額を繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第3条の地方債補正につきましては、事業の確定等による変更のほか、畜産・酪農収益力強化整備等特別事業に伴う地方債及び地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金の減収に伴い、減収補填債を追加するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、副町長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、議案第9号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第11号）について、御説明を申し上げます。

議案書につきましては、17ページからとなっております。

一般会計予算の第11回目の補正でございます。第1条におきましては、歳入歳出それぞれ3億3,720万円を追加いたしまして、総額を59億9,375万円とするほか、第2条で繰越明許費、第3条で地方債を補正するものであります。

18ページから21ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後ほど説明をいたします。

21ページでございます。第2表の繰越明許費補正についてでございますが、国の補正予算に関連して実施をいたします、畜産・酪農収益力強化整備等特別事業及び学校教育活動継続支援事業につきまして、翌年度に繰り越して、使用できる予算の限度額を設定する内容でございます。

次に、22ページの第3表でございますが、地方債の補正の変更につきましては、今年度、事業実施に伴いまして借入れを予定しております地方債について、事業費の確定及び見込みによりまして、借入れの限度額をそれぞれ変更するものでございます。

また、23ページでございますが、こちらの地方債の追加についてでございますが、畜

産・酪農収益力強化整備等特別事業の実施に伴いまして地方債を追加するもので、こちらにつきましては、補正予算債の活用を予定しております。

また、減収補填債につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、地方揮発油譲与税及び地方消費税交付金が、基準財政収入額よりも減少することとなりまして、法律改正に伴いまして追加税目として対象となったことから、減収分について減収補填債として追加する内容となっております。

次に、歳入歳出の補正概要について、別に配布しております議案第9号説明資料によって、御説明をさせていただきたいと思っております。補正予算概要書を御覧いただきたいというふうに思います。

今回の補正の要因でございますが、緊急を要するもの、補助事業の採択によるもの、事務事業の確定及び見込み等による補正となっております。

まず、歳出でございますが、総務費で、財政調整積立基金積立金4,511万円を増額計上してございます。こちらにつきましては、財源調整による増額でございます。

次の生活サポート地域公共交通事業324万円の減額でございますが、事業費及び国の補助金の確定見込みに伴いまして減額するものでございまして、予約型乗合タクシー事業につきましては238万円の減額、コミュニティバス事業につきましては86万円の減額となっております。

次に、民生費の自立支援給付事業506万円の増額でございます。こちらにつきましては、障がい者、障がい児等の自立支援給付費について、利用回数の増加などに伴いまして見込みが増加することから、給付費を増額するものでございます。

次に、2ページでございます。衛生費で、病院事業補助金として2,000万円を増額計上してございます。患者数の減少等によりまして収入減になってございますので、これに伴いまして運営事業に対する補助金として増額をする内容となっております。

次の農林業費でございますが、農業持続化給付金等事業430万円の減額でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、減収となる農業者に対する農業持続化給付金でございましたが、当初予定では21件ほど見込んでおりましたけれども、見込みで5件ということで、確定見込みに伴います減額をするものでございます。

次の畜産・酪農収益力強化整備等特別事業3億6,371万円の増額でございます。こちらにつきましては、国の補正予算に関連して実施をする事業でございまして、事業の実施主体につきましては下川町畜産クラスター協議会、取組主体につきましては株式会社バウアーファームとなっております。

家畜飼養管理施設として、フリーストール牛舎1棟、搾乳ロボット2基、バルククーラーなどの整備のほか、家畜排せつ物処理施設の整備を行うものでございまして、総事業費につきましては6億5,780万円を予定してございます。そのうち、対象経費の2分の1が国庫補助金でございまして2億6,370万8,000円、町の補助金としまして1億円、国の補助金、町の補助金合わせまして予算に計上しているところでございます。

次の林業・林産業振興事業でございまして579万円の減額でございます。こちらにつきましては、事業執行に伴いまして確定見込みに伴う減額でございまして、高性能林業機械等整備推進事業ほか、以下に記載のとおりの実績となっております。

次に、3ページでございますが、商工労働費、中小企業振興事業100万円の減額でございます。こちらにつきましても確定見込みに伴う減額でございます。新商品及び新サービス開発等ほか、記載のとおりの実績見込みに伴いまして減額するものでございます。

次の持続化給付金事業900万円の増額でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして減収となる事業者に対して、持続化給付金を給付するものでございますが、当初の予定10件でございましたが、見込みが28件と増加したことに伴いまして給付金を増額するものでございます。

次の指定管理者休業協力金事業100万円の増額でございます。こちらにつきましては、五味温泉に対しまして、1月16日から1月22日までの七日間、休業要請をいたしましたので、この休業要請期間に係る協力金として指定管理者に対して支給する内容となっております。

次に、土木費ですが、町道除排雪事業で3,000万円の補正でございます。こちらにつきましては、さきの令和2年第4回定例会において2,000万円の補正をお願いしたところでございますが、2月の暖気、それからその後の爆弾低気圧等の影響が非常に大きく、所要額を見込むために3,000万円の補正をする内容となっております。

次に、4ページでございます。空き家対策総合支援事業で376万円の減額でございます。

こちらにつきましては、実績及び見込みによる減額でございます。住宅活用、それから住宅解体につきましては、記載のとおりの内容となっております。

次に、教育費でございますが、学校教育活動継続支援事業170万円の増額でございます。国の補正予算に関連して実施する事業となっておりますが、児童生徒、教職員等の感染症対策に必要な物品等について整備をするものでございまして、本年度中に完了することが困難なことから、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施をするものでございまして、補助上限額につきましては、1校あたり40万円…小学校、中学校ともにですが…となっております。

次に、歳入の補正の内容でございます。

まず、町税で、個人町民税について359万円の増額、法人町民税について156万円の減額となっております。実績、見込みにより増減となっております。

次の地方交付税でございますが、特別交付税で2,000万円の増額を計上してございます。こちらにつきましては、現行2億円ということで予算計上しておりますが、実績、見込みによりまして2,000万円の増額をするものでございます。

次に、5ページでございます。国庫支出金で、自立支援給付費負担金で347万円の増額でございますが、こちらにつきましては、実績、見込みによりまして支出が増加したことに伴いまして、国の支出金を増額するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金235万円の増額でございます。こちらについては、国庫補助事業等に係る地方負担分への追加交付に伴う増額でございます。これまで地方創生臨時交付金につきましては、1次分で5,253万8,000円、2次分で1億7,593万6,000円の交付限度額が交付されておりますが、今回、国庫補助事業分として235万2,000円が追加交付となったことから、こちらについて増額計上するものでございまして、総額で2億3,082万6,000円となるものでございます。なお、国の3次補正の予算に係ります地方創生臨時交付金でございますけれども、約8,300万円弱の交付限

度額がございますが、国において全額繰り越しとなったために、令和3年度補正予算において対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、道支出金でございますが、自立支援給付費負担金で124万円の増額でございます。

こちらにつきましては、実績、見込みに伴います増額でございます。

次の畜産・酪農収益力強化整備等特別事業補助金2億6,371万円でございますが、事業実施に伴いまして国の補助金として計上するもので、対象経費の2分の1以内となっているところでございます。

次に、6ページでございます。学校保健特別対策事業費補助金80万円の増額計上でございますが、こちらにつきましては、先ほど説明をいたしました1校あたり上限額40万円の補助金が対象となることから、2校分を計上して80万円の増額となっているところでございます。

次に、寄附金でございますが、一般寄附金で207万円の増額、指定寄附金で352万円の増額でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税等の寄附金見込額が現在のところ3,459万円程度見込んでおりますことから、所要の額について補正増させていただくものでございます。

次に、繰入金ですが、財政調整積立基金繰入金で3,643万円の減額につきましては、財源調整による減額となっております。

次に、町債ですが、まず実績、見込みによります減額として1,090万円の減額でございます。過疎対策事業債ほか、事業実施の見込みによりまして、それぞれ減額、増額する内容となっております。

次に、7ページでございますけれども、中段…事業の追加等による増額で1億400万円を増額してございます。こちらにつきましては、地方債の追加のところで説明をいたしましたが、補正予算債…畜産・酪農収益力強化整備等特別事業に係るもので1億円、減収補填債で400万円の増額をする内容となっております。

次に、8ページからでございますけれども、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして事業の中止、見直しを行ったものの一覧表ということでございます。それぞれの内容については省略をさせていただきますが、最後の12ページをお開きいただきたいと思っております。

12ページの下の方の欄…計の欄でございますけれども、こちらが今回の補正予算計上分でございます。2,710万円の減額となっております。これまで減額した分…2,883万円を加えまして、合計で…コロナ関連で中止、見直しを行った事業総体につきましては、5,593万円となっているところでございます。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、町長から提案理由並びに副町長から概要説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 土木費の町道除排雪等委託料について、質問させていただきます。



先ほど説明がありました補正予算の要因は、2月の暖気、それから爆弾低気圧…影響が大きいと。当初予算からすると…9,000万円です。計上されたと思います。

御案内のとおり、雪が降る…日本全部の問題として…積雪地の問題として、下川だけではなく、除雪に関わるものというのはいろんな問題が今内在しております。オペレーターの方が高齢化するとか、働く人たちが不足しているとか、特殊免許を持って1年以上または2年以上の運転経験がなければ運転できないとか、熟練の経験を有するとか、危険を伴うとか、スキルが求められるとか。一方で、町民の方々のニーズも多様化している…住民からのいろんな苦情も増えているのではないかと思います。

これまでも、私…降雪量だとか委託料の関係でいろいろ質問をさせていただいたりしておりましたが…議論もさせていただきましたが…町長のお考えも伺っております。そして誰がやるのかと…除雪をですね、そして建設業が地域に貢献していると…自負していると、踏み込んだ話も伺っておりました。こうしたことは大前提の中での質問でございます。

28年度から民間委託になりました。民間委託の目的としては、効率性、効果性、コストの削減、ノウハウの活用等々があったかと思えます。

1点目、民間委託の目的からして、現状をどう捉えているのかと。

2点目、ちょっと調べてみますと、平成26年度、降雪量が5m82cm、これは一部業務委託…郊外の方ですね、後は直営、3,800万円ぐらい。そして平成27年度、降雪量が6m60cmぐらい、ここで5,300万円。例えば17年、5m80cm、7,600万円、この時だったと思うんですが、積算単価が変わったと…そういう説明もあったかと思うんですが、そして今年、予算が9,000万円、ちなみにこれ…気象庁のデータですので、4月から2月までで4m30cm。それで、もうちょっと細かいデータを提示させていただきますと、爆弾低気圧等々で稚内から天塩とか…占冠とか…上川北部、南部、宗谷、留萌、例えば音威子府…これは11月1日から3月3日までです。音威子府9m70cm、平均値の92%、美深が6m70cm、名寄が6m30cm、下川は4m50cm、平年と比べると62%という…今年は爆弾低気圧があったとしても…降雪量は非常に少ないという現状です。こうした現状…が一つ。

そんな中で3,000万円…3月は残り20日しかございません。3,000万円…これ今後どういうふうに…雪が降るのを想定しているのかというのがあると思うんですが、なかなかこれから3,000万円…町民の理解というか…それは今後使う予算なのか、はたまた今までやっていたやつが積み上がって…金額が増えてきて、今回補正が…後追いというんですかね…実際、契約の下で…お金がかかっていたと、それで予算措置しないと間に合わないんだということなのか。

大きくいうと2点、それを質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 詳細については、建設水道課長の方で答弁させていただきたいと思いますが、大きく2点について、私の考え方を示したいと思います。

まず、民間委託が28年度から進められてまいりましたが、これは議員が仰るように、効率性とか、あるいはまた効果、コスト削減、ノウハウ、こういうところを基準とし

て、そしてこれは早くから協議をされてきたところであり、公共としてこういう住民の福祉、あるいはまたサービスを担う上では、今多くが民間委託にシフトしながら各自治体が担っているというのが実態でございます。それに伴い、本町としても28年度から民間委託をして、今、四つほど掲げておりました…そういうような条件を少しでも高めることができるようにということで進めてきたものであり、現在のところ非常に効果が上がっていると。また、苦情も非常に少ないということで聞いているところでございます。

また、降雪量等の比喩をしながら除排雪費のお話がありましたけれども、これは降雪量ばかりではなくてですね、風速とか、気温とか、いろんな要素がございまして、それに伴ってどうしても除雪、あるいはまた排雪をしていかなければならないという、そういう状況になっております。

いずれにしても、今回の3,000万円の補正で、これまでにない…非常に高い数値になっているのは否めないところでございまして、既に…2月から実施している除排雪事業に対して充当する、それから残された…後3週間余りの中での想定をしながらの3,000万円ということでございますので、御理解を頂ければと思うところでございます。

後、詳細については、建設水道課長の方で答弁させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは私の方から、今年度の降雪の状況等について御説明をさせていただきたいと思っております。

令和元年度との比較で、2月末の累積降雪量…これが昨年度は3m40cmであったものが、今年度は4m27cmということで、87cm…1m弱多いような状況となっております。これに加えて、先ほど町長の方からもお話がありましたが、風の問題というのがございまして、風速が約4mを超えますと非常に吹き溜まりが発生しやすくなるという状況がございまして。今年につきましては、風の強い日が特に多くて、12月から2月で風速4mを超える日が月に20日以上ございまして、特に郊外においては…このため出動が増えたということでございます。これに加えて、先ほどお話のありました…暖気で…雪が全て溶けてしまっていて、その後さらに爆弾低気圧が来ると。この作業で非常に経費がかかったというような状況でございます。

その意味でいきますと、除雪費につきましては、累積といえますか…今現在、もう既に2月末の見込みといたしましては、今の時点で8,500万円程度ということになっておりますので、この爆弾低気圧によってのみ…今回補正をするというものではなくて、12月からの積上げでここまでの状況になっているというような状況でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） いろんな要素、要因があるということなのですが、御案内のとおり、公共と個人というのは違うんですが、私が聞くところによると、個人宅の除雪というのは、例年と同じか、今年は少ないというんですね…業者の方をお願いして…。郊外の道路も…先ほど言われた風速が強い…これ事実関係は分かりません。

後ですね、今話を聞くと、2月末で8,500万円…去年の新年度予算の時にも議論をさせていただきました。債務負担行為の話もさせていただいたんですが、地方自治法232条の3、支出負担行為、どこでもそうですが…予算が無いのに…これ去年の予算の時にも私…お話をさせていただきました。予算が無いのに支出となる…予算が定めるところに従ってこれをしてしなければならないというのが地方自治法…当然ですね…予算が無いのに先食いして、請求が来たから払わなければいけないという…これは地方自治法違反じゃないですか…法律違反。前回の…しつこいですが…新年度予算で指摘させていただいています。

そうすると、2月に臨時会があった…ここで予算措置をされるのが然るべきだったと思うんですが。私が調べる限りは、先ほど言った債務負担行為がない中で、いくら契約が…とあっても違法行為ではないかと。これはおそらく第三者が決める話だと思うんですけどね…執行者が違法でない、私が違法だと思うと言っても…というのが一つ。

それから、これ…私が思うにですね…町長の方針も決まっています、建設水道課の課長含めて担当者の人も大変苦勞されるんじゃない…苦勞させているんじゃないかなと推察するところがあります。これだけやったよということで請求書が来て、払わなきゃいけないと…足し算ばかりして行ってね。ほかのいろんなところを見ると、やっぱり限られた予算の中で…町長が言われますとおり…住民の方にも我慢するところは我慢してもらおうという。こうなると除雪だけが聖域になっちゃっているんじゃないのかなと。担当課の…私は本当…推察いたします…大変なんじゃないかなと。

それはいろいろあるんですけど、まず1点、これ…適切なのかというところの認識はいかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 全く考えてございません。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 違法でないということを言われました。私は…前から指摘しているとおり…予算が組まれている中で…最初に実施しちゃってるわけですよ。これ通ると何でもできるという話ですよ…予算が無い中で執行してね。ですから、新年度予算の中できっちり…。今までについては、議会の議決というのは款項だけなんで、直営などの時は業務委託はあまりかからないので、予算が款項の中で流用しながら…担保されながらやってきたと思うんですね。今回は、議決が款項としても…無いわけですよ。と同時に、ちゃんとお話をさせていただきました。

町長…これ…先ほどあった、いろんなね…実態がなかなか分からないんですが、しっかり…やっぱり風速がどうだとか…調べてね、情報を公開する…現在はこうなっていると、機械がこれだけ稼働されているとか、しっかり調査されて…もちろん私が思うのは、監査の方にも監査してもらわなければいけないと思うし、議会としてもいろいろ調査をしなければいけないと思ってるんですが、まずは町がしっかり実態を把握すると、そして明確に

…何もないと感覚で喋っちゃうことになるわけで、しっかり調査をしていただきたいと思うんですが、新年度に向かっていかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 決して間違った事はやってございませんので、そのへんは肅々と今後も進めていきたいなと思ってます。お調べになったらいいと思うんですが、ほかの自治体でも今回は爆弾低気圧、あるいはまた風速、さらに暖気ですね、大変費用もかかかってございまして、それぞれ補正の中で多額な補正予算を組んで議会を迎えているというところばかりでございまして、本町も…それぞれ条件は若干違いますけれども、今回の3,000万円というのは、住民の生活や、あるいはまた経済活動、社会活動等をしっかり維持していくためにも今回補正を計上させていただいたところでもあります。

また、財政的には確かに厳しいところがありますが、今回補正を組んだのはこればかりではございません…病院も2,000万円組ませていただきました。厳しい中にも…やっぱり必要とするところはしっかり充当していく必要があるのではないかと考えてございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 3回終わっておりますけども、会議規則の規定により、追加の質問を許します。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 確認です。違法性はないと、それから調べる必要はないと。私もいろんな北海道全体のね…全く根拠がない中で喋っているわけじゃなくて、まあこれは意見が分かれるということで、それだけは申し上げたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 引き続き、土木費の方から質問したいと思います。

本町の場合は、町長の専決事項…これ許しておりません。というのも、昨年、コロナであつても7回、臨時会をやって、その都度、議決をしているところでございます。

今回、話を聞いて、2月末で8,500万円程度…もう出金している。私、令和2年第4回定例会の時に挙手をして、2,000万円の補正予算について、本来だったら今回の令和3年に入ってからの第1回定例会で、普段計上されていた2,000万円は、なぜ今回、年度内に上がったんですかと質問しました。担当課から説明を受けて、例年これぐらい費用がかかっているんですという話で…。質問をした内容とちょっとずれていたから…いやいや私は理解しているんですけど、このお金の流れというのは、請け負っていた1社が、当座…無くなったら困るから…最低限お金は手元に置いておきたいですね、そういう意味では理解しますよと。そしたら、本来その質問の趣旨というのは、当座が無くなる前に提案されて、私どもの手元にその情報がもたらされないことには、ここから先、どうしていいかという

判断が鈍ってしまうから、そのような質問をしたんですよ。今回、8,500万円…先にもう使っちゃっている。私に言わせればこれ…町長の専決事項で使われた…そういう認識であります。

これから、議会基本条例が動いて通年議会となります。これは我々がいつ何どきであっても対応できるという意思表示もあると考えます。そこらへんはしっかり認識していただきたい。

そこで1点だけ、町長に質問したいと思います。

今回、除雪費3,000万円の補正予算の提案がありました。提案者である町長は、この事案…どのように受け止めて、どう考えておられるのか質問します。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） どのように考えているか…これは必要であるということで計上させていただいたところでございます。2月末で8,500万円程度…どうしても費用としてかかると…これどうしても出来高精算のところがありまして、事業者の方から機械費、あるいはまたその他にかかる経費の精算が上がってきてはじめて町としても積算できるものでございまして、そういう意味では、どうしても時期がずれてくる場合があります。

また、この除排雪の計上に当たっては、気象という…大変不確定のものがございまして、そういう意味では確実性のあるものというのは非常に厳しいところがございます。

そういう意味では、想定をしながら当初予算で組んで、そして補正をお願いしているという…そういう手続を踏んでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私がこうして反対討論をしなければならなくなった、その事は誠に痛恨の極みであります。

今回の補正予算は、緊急を要するものの中に、各種業界のありとあらゆる補正予算が盛り込まれております。もちろん農業関係の大型補正予算も含まれており、私にとりまして喉から手が出るほど通したいと願う補正予算であります。私が反対することで、これからいろんなところから反応が出てくることは覚悟の上で、これから令和2年度下川町一般会計補正予算（第11号）の反対討論をしたいと思います。

私は、令和2年度の決算認定特別委員会の委員長の任を受け、決算審査、そして報告をしたところであります。

令和元年度の除雪費の決算額は6,000万円弱でありました。そして、令和2年度の除雪費の当初予算が4,000万円であり、令和2年第4回定例会で、例年この程度はかかっているということで2,000万円の補正予算が生まれ、合計6,000万円の予算措置が現在組まれているところであります。この6,000万円の根拠は、過去5年間、除雪費の一番費用が膨らんだ年と一番費用がかからなかった年の…いわゆる異常気象年を除外して、中3年を合算して割り返した結果もおおよそ6,000万円となり、おおよそ適正であると解釈しました。

私は、除雪シーズンの中で、6,000万円で除雪をする仕事内容は、現下…適正な作業であると解釈し、春の除雪完了に向けて、事業主体となる1社が天候や状況を見ながら作業を締めたり緩めたりと上手くコントロールをしながら、また、その予算枠内に納まるように努力義務が課されながら、事業主体である1社に除雪作業を委任したもの…そう考えておりました。

今回の補正予算で提案されている3,000万円は、さきの6,000万円を加えると9,000万円となります。過去5年で一番かかった除雪費でも7,700万円程度であり、明らかに過去の事例とは一線を画しており、私は天候の変化だけが理由のように思えませんでした。

しかし、補正予算の説明では、暖気による作業増と、その後の大雪により増額したとのことであり、つまり、当該荒天日は、2月14日から17日のことであり、以降3週間で急激に状況が厳しくなったということでもあります。

今回提案された予算は、その後の残された期間の除雪作業に当該金額が必要であるとのこと…先ほどは2月下旬で相当金額を使われたという報告でございました。このことは、行政の信頼性から鑑みれば、根拠に基づいて予算提案がされたものと理解しております。

だからこそ、ならば一層言葉を砕いて、納得できる説明を町民に向かってしっかりすべきであります。

一方で、本町の除雪業務は、地域経済を支えるエッセンシャルワーカーとして欠かすことのできない存在となっております。町民が今後どれだけの負担感を納得して受け入れていただけるのか、また、どの程度まで不自由さを享受できるのか、しっかり説明をし、同意を得る必要があります。3,000万円の補正予算が悪いと言っているわけではありません。

私もバックステージから…町民からいろんな憶測が飛ぶように、町長もまた同じような憶測が飛んでしまっただけでは、せつかく町長が町民の生活を慮って補正を組んだにせよ、金額ばかりが一人歩きをしてしまっただけでは、町民にとっても、階下の職員にとっても、複雑な思いを抱いてしまいませんか…そう言っているのです。

それにしても、私はこの3,000万円の補正予算はとても感心をしているのでございます。町長はいざとなれば町民のために大型補正をすることも厭わない…私はてっきり、どの予算もガチガチであり、それ以上の補正は現下の財政を鑑みれば全く組めないのではないかと、実は心配しておりました、町民に必要なと感じたシーンにおいては、これからも大規模な財政出動はしていただきたいと思っております。

しかし、この除雪費の補正予算は、単に補正さえすれば、将来共に大丈夫とは…私は思っておりません。今後、行政、委託業者、町民を交え、どこまでどうするかたちが良いの

か話し合い、理解していただく必要性を強く感じます。この生活習慣病のような体質を改善しなければ、漏れバケツどころか入口と同じ穴をそこに持つことになり兼ねません。

今回の反対討論は、部分修正で済むのならそれに越したことはありませんでしたが、町民への理解には程遠く、私は大変心配しているところであります。

本町の公道除雪は、町民全員が関係する話であり、平均的な除雪費の年と比較して3,000万円が増額し、その部分に関してどうしてこのような予算を組まなくてはならなかったかの説明を…今回は今までの前提と明らかに大きく違うのですから、行政報告をするかして町民に理解を乞う努力は提案者として必要だったのではないかと考えております。

私も大きいリスクを背負いながら反対討論をすることとなり、甚だ不覚ではありますが、おかしいと思うことを私がのみ込んでしまうことは、将来にわたり町民に取り返しのつかない不利益を与えかねないと危機感を抱きました。疑念のない状態になるよう、説明を尽くした上で、再提案を頂きたいと切望します。

一方、新型コロナウイルス感染症対策の中、多方面にわたり、今も影響を受けている状態であり、また、階下の職員におかれましても、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、事業の中止、見直しをしながら、不用額となる見込み金額を取りまとめ計上しながら補正されている、その弛まぬ努力を考えた時、このままでは地域住民も、そして職員も、今回の予算提案は分断やわだかまりを生むような気がしてなりません。だからこそ、私どもは今までになくその執行に責任を持ち、適正なサービスを町民に提供する責務は重いものと考えます。小原はあの時、馬鹿な判断をしたと、町民からも四面楚歌を食うかもしれない。

しかし、しっかりその思いを発言しながら、残された任期を全うする所存です。

以上、議員各位には、本旨の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、反対討論とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま反対討論がありましたので…交互に行いますので…続いて賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 賛成討論はないですか。ほかに反対討論でもよろしいです。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問させていただきまして、私も本当に不本意でございます。予算全部が否決されるということで…皆さんに多大な迷惑が掛かると同時に、もう事業を実施しているところであり、事業者の方だとか、働く方に御迷惑が掛かるというのは…ございます。私の本意ではございません。

ただ、しっかり…課題が今あったと思いますが…いろんな課題を調査するという中で、町民に説明責任を果たすという御提案をさせていただいたところですが、法律に基づいてやっているという説明、調べることもしないということなんでね、本当に本意ではないが反対せざるを得ない。

私もここで断言できるわけではないんですが、私が調べる限り、町長が言われた出来高

精算の契約項目が…私が見る限り 1 項目もない…出来高で払うと。

それと、まだほかにも条文があるのかもしれませんが、地方自治法 232 条の 3、支出負担行為、支出の原因となる契約などは予算の定めるところに従いこれをしなければいけないと…いわゆる予算が無いのにやっていいのかという話ですよ。

以上、これ照らし合わせてね、やっぱり改善策というか方策が見えない中で、もちろん法違反だと断言はできませんが、私が調べた限りではその中において賛成するということは…本意ではございませんが…できません。違法性が疑われるものに対して、私たちは法に基づいて執行をチェックすると、そういう趣旨からしても…。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） それでは、改めて賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。ほかに討論がございませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 22 議案第 10 号「令和 2 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」、日程第 23 議案第 11 号「令和 2 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」、日程第 24 議案第 12 号「令和 2 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）」及び、日程第 25 議案第 13 号「令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それでは、議案第 10 号から議案第 13 号まで、一括して提案をさせていただきます。

議案第 10 号 令和 2 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 2 年度下川町下水道事業特別会計の第 4 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 429 万円を減額し、総額を 1 億 8,676 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、事業の確定等に伴い、旅費、委託料、備品購入費、工事請負費及び公課費を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減等に伴い、一般会計繰入金及び町債を減額計上しており



ます。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、事業の確定等に伴い、公営企業会計適用債を減額するものでございます。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第11号 令和2年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度下川町簡易水道事業特別会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ572万円を減額し、総額を9,044万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務管理費で公課費を増額計上するほか、事業の確定等に伴い、旅費及び委託料を、施設管理費で手数料及び備品購入費を、建設事業費で委託料を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正減等に伴い、基金繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、事業の確定等に伴い、公営企業会計適用債を減額するものでございます。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

議案第12号 令和2年度下川町介護保険特別会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度介護保険特別会計の第6回目の補正予算でありまして、「介護保険事業勘定」では、歳入歳出それぞれ195万円を減額し、歳入歳出総額を4億8,972万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費及び地域支援事業費の事務事業の確定見込みにより、減額計上しております。

歳入につきましては、第1号被保険者の異動に伴う保険料、保険給付費の法定負担に係る道支出金、事業の確定により諸収入を減額、国庫支出金につきましては、保険給付費に係ります法定負担分等を増額計上し、繰入金により財源調整をしております。

次に「介護サービス事業勘定」では、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出総額を3億5,619万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、サービス事業費、基金積立金で、職員の異動等に伴う人件費、事業の実績と執行見込みにより増額計上し、歳入につきましては、介護給付費等を増額計上し、繰入金を減額計上しております。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

最後に、議案第13号 令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度国民健康保険事業特別会計の第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1,805万円を減額し、総額を4億8,752万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、医療費の執行見込みにより、保険給付費を減額計上するとともに、町立病院に係る救急患者受入体制支援事業の申請に伴う直営診療施設繰出金を増額計上しております。

歳入におきましては、歳出の補正に伴い、保険給付費等交付金を計上しております。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御協

賛のほどお願い申し上げます。なお、それぞれの議案についての詳細は、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、令和2年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要について、御説明申し上げます。

議案第10号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定及び確定見込みによるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の一般管理費につきましては、総額で386万円を減額するものです。

内容につきましては、事業の確定により、普通旅費で12万円の減額、公営企業法適用化移行業務委託料で372万円を減額するものでございます。また、令和2年度の消費税中間納付分の確定見込みに伴うものとして、公課費で2万円を減額するものでございます。

次に、下水道管渠等整備事業につきましては、公共下水道公共柵等設置工事、この事業の確定に伴う補正でありまして、工事請負費で38万円を減額するものです。

次に、浄化センター維持管理事業につきましては、事業の確定に伴う補正でありまして、施設備品購入費で5万円を減額するものです。

次に、歳入の内容でございますが、繰入金の一般会計繰入金で、財源調整のため49万円を減額しております。

最後に、町債でございますが、事業の確定に伴いまして、公営企業会計適用債で380万円を減額しております。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要について、御説明申し上げます。

議案第11号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定及び確定見込みによるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費につきましては、総額で346万円を減額するものです。

主な内容につきましては、事業の確定等により、普通旅費で8万円の減額、公営企業法適用化移行業務委託料で370万円を減額するものです。また、令和2年度の消費税中間納付分の確定見込みに伴うものとして、公課費で32万円を増額するものです。

次に、管理費の配給水施設維持管理事業…これにつきましては事業の確定に伴いまして191万円を減額するものです。

内容につきましては、手数料で73万円の減額、施設備品購入費で118万円の減額となっております。手数料につきましては執行残、施設備品購入費につきましては入札の執行減等によるものでございます。

次に、建設費の下川浄水場整備事業についてですが、こちらにつきましても事業の確定によりまして、浄水場建設事前評価書作成委託料…こちらで35万円の減額となっております。

ます。

次に、歳入補正の内容ですが、簡易水道施設基金繰入金…これにつきましては財源調整のため192万円を減額しております。

最後に、町債でございますが、事業の確定に伴いまして、公営企業会計適用債…こちらの方で380万円を減額しております。

以上が補正予算の概要となっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 次に、市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 続きまして、議案第12号 令和2年度下川町介護保険特別会計「介護保険事業勘定」補正予算（第6号）について、お手元に配布されております説明資料により御説明申し上げます。

今回の補正の主な要因につきましては、事業の確定見込みによるものでございます。

まず、歳出でございますが、総務費の合わせて65万円の減額につきましては、執行見込みにより、要介護認定に係ります手数料、そして訪問調査委託料などの減額でございます。

次に、地域支援事業費でございますが、事業の確定により130万円の減額となっております。内訳といたしましては、介護予防日常生活支援総合事業の報償費で44万円の減額、包括的支援事業では、報酬、家族介護慰労手当など扶助費を含め86万円の減額となっております。

次に、歳入につきましては、介護保険料39万円の減額につきましては、保険料段階の異動等によるものでございます。

国庫支出金につきましては、保険給付費見込額の変更により、法定負担保険者機能強化推進交付金で453万円の増額、地域支援事業交付金では112万円の増額となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、減免に伴う補助金として、災害等臨時特別補助金として4万円の増額計上でございます。

次に、道支出金217万円の減額につきましては、保険給付金…これの見込額の変更により、地域支援事業費の確定により、法定負担額のものでございます。

繰入金の一般会計繰入金228万円の減額につきましては、総務管理費と地域支援事業費の確定見込みによるものでございます。基金繰入金につきましては、財源調整によるもので274万円の減額となっております。

雑入につきましては、事業…コロナ関係でございますが、利用料の見込みにより6万円の減額となっております。

以上で介護保険事業勘定の説明を終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 引き続き、介護サービス事業勘定。

齋藤あけぼの園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 続きまして、介護サービス事業勘定の内容につきましては、お手元に配布しております補正予算概要書3ページに基づきまして、説明させていただきます。

ます。

今回の補正要因といたしましては、事業の確定や今後の執行見込みによるものでございます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費で 178 万円を増額しております。内訳といたしましては、報酬につきましては、会計年度任用職員の退職に伴う減額 58 万円、給料につきましては、管理栄養士等の職員新規採用に伴うものでございまして、131 万円を増額、職員手当等につきましては、職員の新規採用に伴うものでございまして、29 万円の増額、共済費につきましては、職員の新規採用及び退職に伴うものでございまして、48 万円の減額、旅費につきましては、コロナ禍により各種会議等が中止になったため 61 万円を減額しております。需用費につきましては、デイサービスセンターの修繕費用等ございまして、205 万円の増額計上をしております。負担金補助及び交付金につきましては、新規職員採用に伴う負担金の増額分と各種研修等の中止に伴う減額で、今回 20 万円を減額するものでございます。

次に、サービス事業費の事業費でございますが、デイサービスの給食サービス利用者等が増加したことに伴いまして需用費を増額するもので、9 万円増額しております。

また、役場居宅介護支援事業所につきましては、事業の確定見込みによる減額でございます。51 万円計上しております。

次に、基金積立金でございますが、あけぼの園の指定寄附金として 74 万円を増額しております。当初予算 50 万円を計上しておりましたが、124 万円になる予定ということで 74 万円の増額計上をしております。

また、次ページの歳入におきましては、サービス収入の居宅介護サービス費収入等で 511 万円を増額しております。内訳といたしましては、介護給付費収入で 500 万円の増額、介護予防給付費収入は 2 万円を減額、自己負担金収入は 13 万円を増額しております。

次に、寄附金でございますが、こちらも当初 50 万円の寄附金を見込んでおりましたが、見込額を 124 万円に見直し、74 万円を増額するものでございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入れを 375 万円減額する内容となっております。

以上申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 次に、議案第 13 号 令和 2 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について、お手元に配布されております説明資料により、御説明申し上げたいと思います。

今回の補正につきましては、町立病院に係る救急患者受入体制支援事業申請に伴う直営診療施設繰出金の増額及び事務事業の執行見込みによるものでございます。

まず、歳出でございますが、総務費の総務管理費で、旅費及び連合会負担金として 21 万円の減額、運営協議会費では、旅費などで 3 万円の減額計上でございます。

次に、医療費の増減に伴いまして、今年度の月額平均の推移から今後の見込みといたし

まして、療養給付費 2,000 万円を減額し、療養諸費及び審査支払手数料 38 万円の減額計上でございます。

次に、諸支出金として、町立病院救急患者受入体制支援事業の申請に伴い、直営診療施設分で 257 万円の増額計上でございます。

次に、歳入でございますが、道支出金で、保険給付費の執行見込みにより、保険給付費等交付金で 2,038 万円の減額、町立病院救急患者受入体制支援事業に係る特別交付金では 257 万円の増額計上でございます。

一般会計繰入金では、職員の人件費等の見込みにより 24 万円の減額計上でございます。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がそれぞれありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を指定してください。

それでは、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 10 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 26 議案第 14 号「令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 1,634 万円減額し、収入総額を 5 億 4,884 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 93 万円増額し、支出総額を 5 億 7,954 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収入では、入院患者数及び外来患者数の予定量に対する減少等により、医業収益を減額にする一方、医業外収益では、一般会計補助金を増額するとともに、国民健康保険直営診療施設に伴う調整交付金について、国保会計繰入金として増額し、緊急包括支援交付金の年度内の概算払い分に伴う道補助金の減額、また、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の申請に伴う国庫補助金を増額補正するものであります。

支出におきましては、職員の異動等に伴い給与費を減額し、燃料費の不足に伴い経費を増額するものであります。

なお、収益的支出に対する収益的収入が不足する額 3,070 万円につきましては、経費の削減に努め、不良債務が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 堀北病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 議案第 14 号 令和 2 年度下川町病院事業会計補正予算（第 6 号）について、御説明申し上げます。

議案書は 35 ページ、事項別明細書は下川町病院事業会計補正予算説明書 72 ページでございます。

それでは、お手元に配布されております議案第 14 号説明資料、補正予算概要書により、御説明申し上げます。

まず、令和 2 年度業務の予定量の見込みでございますが、年間患者数につきましては、

当初の予算では、入院患者数1万950人を予定しておりましたが、入院患者数の減少により、年度末の見込みでは1,870人減の9,080人、1日当たりでは5人減の25人の見込みでございます。外来患者数では、当初予算では1万9,440人を予定しておりましたが、4,240人減の1万5,200人、1日当たり18人減の62人の見込みであります。

以上の状況から、収益的収入では、医業収益、入院収益では2,437万円の減額、外来収益では1,686万円の減額を計上するものであります。

4月1日以降の資金確保のため、一般会計より2,000万円と、国保会計より繰入金として256万円の補正増で、この256万円は土日、旭川医大からの医師派遣に伴う経費に対する令和2年度の国民健康保険調整交付金の確定により計上するものでございます。

また、11月開催の第6回臨時会で議決いただきました、第4号補正予算の新型コロナウイルス感染症包括支援交付金の精算払い分が4月以降になることから、259万円を減額するものでございます。

また、国のインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金の額が確定しましたので、492万円を計上し、4月以降に実績報告書を提出しまして精算を行うものでございます。

収益的支出におきましては、給与費においては、職員の異動に伴い20万円を減額し、特殊勤務手当65万円を計上しております。

また、経費の燃料費では、バイオマスボイラーの熱交換器の不調により、熱供給が不十分なため、病院側のボイラーの重油113万円を増額計上しています。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 重油の計上があったかと思えます。今回、バイオマスボイラーの不調が起きたということでありましたけど、これは経年劣化によるものだったのか、何か…人のミスで起きたものなのか、今後起こり得るものなのか確認を取りたいと思えます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 経年劣化ということで、毎日、学校と病院と副院長宅の熱量を測っているんですけど、熱量が副院長宅と同じぐらいしか来ないという状況で、1回業者に清掃をしていただいたんですけど、それでも熱が来ないという状況で、これについては年度明けてから…ボイラーを止めなきゃならないということもありますので、年度明けてから修繕をするという予定で考えております。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。



ほかにありませんか。

4番 春日議員。

○4番(春日隆司君) 今の事なんですけど…下川町は御案内のとおりバイオマスボイラーをどんどん入れているので、こういう不調は今後とも起きると思うので…確認なんですけど、原因は何かというと…経年劣化…どこが経年劣化してるんですか。機械全体がもう耐用年数が来て、経年劣化しているということなんです。どこの部分が経年劣化したんですか。だからといってこれを…もちろん直さなきゃいけないものは直さなきゃいけないし…あれなんですけども…それは管理が行き届かなかったという意味、分からないで機械が消耗したというか…そんなところで。

○議長(近藤八郎君) 答弁を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長(堀北忠克君) 今回、熱交換…一応病院と小学校と副院長の家に熱を供給するように…分けるようになってます。その熱交換器の部分が…病院側の方に熱が…思ったより来ないという状況になって、その部品を交換しなければならないということになっています。熱量を測定していて、12月中旬ぐらいから「病院内…寒いね」という話になりまして、段々熱量が減ってきて、1月になると更に減ってきて、それで1回清掃業者を呼んで清掃していただいて、その部分を取り換えなければならないということで、それについては新年度予算で教育費の方で計上する予定になっています。

○議長(近藤八郎君) よろしいですか…はい。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

それでは、これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時まで、換気のための休憩といたします。

---

休 憩 午後 2時49分

---

再 開 午後 3時

---

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第27 議案第15号「令和3年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第15号 令和3年度下川町一般会計予算について、提案理由を申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第6期下川町総合計画などに基づき、町政執行方針で申しあげました主要施策に伴う予算を計上し、総額51億300万円、対前年度比0.7%増で計上したところであります。

まず、歳出では、義務的経費で19億9,593万円を計上し、前年度対比0.7%の増、投資的経費では7億8,782万円を計上し、前年度対比1.7%の減、その他の経費では23億1,925万円を計上し、前年度対比1.6%の増となります。

次に、主な事業概要を申し上げますと、総務費では、持続可能な地域経済社会システム調査研究事業、危機管理対策事業、宅配等事業、公区活動支援事業に係る経費を。

民生費では、医療給付事業、高齢者見守り事業、認定こども園運営事業、山びこ学園運営事業を計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、定期予防接種事業、がん検診事業、生活習慣予防事業、母子保健事業、廃棄物処理施設管理運営事業、墓地・火葬場施設等管理事業を。

農林業費では、農業費で、農業振興事業、農業担い手対策事業、道営草地整備事業、畜産担い手育成総合整備事業を。

林業費では、私有林整備支援事業、林業・林産業振興事業、林道網整備事業、町有林整備事業を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、特定地域づくり事業、地域産業活性化支援事業、特用林産物栽培研究所運営事業を。

土木費では、道路橋梁河川維持補修事業、快適住まいづくり促進事業、空き家対策総合

支援事業、公営住宅整備事業を計上しております。

教育費では、下川商業高等学校入学促進事業、地域学校協働活動事業、G I G Aスクール構想事業、生涯活躍！未来人材育成プログラム構築実証事業、図書室・児童室運営事業、スポーツ推進事業を計上しております。

一方、歳入では、町税で 6.3%増の 3 億 2,088 万円、地方交付税では 2.7%増の 26 億 8,000 万円を計上しております。

また、国及び道支出金では 0.1%増の 6 億 8,098 万円を計上しております。

繰入金では、財政調整積立基金 6,514 万円、木質バイオマス削減効果活用基金 800 万円、木質原料製造施設基金繰入金 1,850 万円、サンルダム建設対策基金繰入金 2,210 万円など、基金繰入金全体で 1 億 2,421 万円を計上しております。

町債では、投資的事業等に伴い、5 億 2,940 万円を計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為につきましては、下川町製材事業資金に関し、下川林産協同組合が北星信用金庫に対する債務の損失補償及び令和 3 年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

第 3 条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第 4 条は、一時借入金の借入最高額を 17 億円に定めるものであります。

以上、令和 3 年度下川町一般会計予算の概要を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

令和 3 年度一般会計予算について、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を選出していただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩といたします。

○事務局長（古屋宏彦君） お知らせいたします。予算審査特別委員会委員は、応接室にお集まり願います。

休 憩 午後 3時 6分

再 開 午後 3時10分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。  
委員長には、2番 中田豪之助 議員。  
副委員長には、5番 我孫子洋昌 議員。  
以上のとおり決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第28 議案第16号「令和3年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第29 議案第17号「令和3年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第30 議案第18号「令和3年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第31 議案第19号「令和3年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び、日程第32 議案第20号「令和3年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第16号 令和3年度下川町下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,775万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、下水道使用料のほか、国庫補助金、下水道債、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、公共下水道費において、人件費のほか、浄化センター管理委託料及び浄化センター汚泥処理設備等改修工事等を。

個別排水処理施設費では、個別排水処理施設維持管理委託料等を。

公債費では、長期債償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円に定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第17号 令和3年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,662万円とするものであります。

まず、歳入におきましては、水道使用料のほか、国庫補助金、簡易水道債、一般会計繰

入金等を計上しております。

次に、歳出におきましては、総務管理費において、人件費のほか、水道システム保守点検委託料及び公営企業法適用化移行業務委託料等を。

施設管理費では、浄水場管理委託料、消火栓取替工事及び量水器取替工事等を。

建設事業費では、下川浄水場建設実施設計等委託料を。

公債費では、長期債償還元金、利子及び一時借入金利子をそれぞれ計上しております。

第2条の地方債につきましては、事業の実施に伴い、町債の借入を予定するものについて、目的、限度額等を定めるものであります。

第3条は、一時借入金の借入最高額を500万円に定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第18号 令和3年度下川町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本町の介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を安心して続けられるように、介護及び介護予防のサービスを適切に提供してまいります。

本案は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分して提案するものでありまして、介護保険事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億381万円とするものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料、国・道支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金、基金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、介護保険事業計画に基づく保険給付費、地域支援事業費などを計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,205万円とするものであります。

歳入につきましては、サービス収入、繰入金、繰越金などを計上しております。

また、歳出につきましては、総務費のほか、各種サービスに必要な事業費、基金積立金、公債費などを計上しております。

次に、地方自治法に定める一時借入金の限度額については、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定ともそれぞれ3,000万円と定めるものであります。

次に、第2条の債務負担行為につきましては、令和3年度北海道市町村備荒資金組合車両譲渡資金元利償還金について、期間及び限度額等を定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

次に、議案第19号 令和3年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億360万円とするものであります。

歳入におきましては、国民健康保険税のほか、道支出金、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費などを計上しており、医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に

努めてまいりたいと考えております。

次に、第2条につきましては、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由とさせていただきます。

最後に、議案第20号 令和3年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,514万円とするものであります。

歳入におきましては、保険料、繰入金などを計上しております。

歳出につきましては、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、それぞれ提案理由の説明がありましたが、これから一括して質疑を行います。その際は、議案番号を指定してください。

それでは、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第20号まで、予算審査特別委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第33 議案第21号「令和3年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第21号 令和3年度下川町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、少子高齢化が進展する中で、医療、介護、福祉等の総合的な視点をもって、町民が住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、地域に適した医療提供体制を維持し、安定した病院運営を進めてまいりたいと考えております。

令和3年度の病院事業運営方針として、1日平均患者数を入院では30人、外来では75人に設定し、診療体制につきましては、内科医師2名、外科医師1名、旭川医大からの医師派遣を継続し、安定した診療体制を図るほか、患者サービスの質の向上に努めてまいります。

本案は、収益的収入では、入院及び外来の診療収益のほか、健康診断等による医業収益、さらに一般会計補助金などの医業外収益等を含め、収入総額5億6,043万円を計上しております。

次に、支出につきましては、医業費用として、職員給与費、診療材料費、経費のほか、減価償却費等と医業外費用を併せて5億7,961万円を計上しております。

この結果、収益的収支において1,918万円の欠損が生じることになりますが、これにつきましては、経営方針、目標などを設定し、病院事業の収支状況を常に把握して、経営努力を進めるとともに、不良債務が生じないよう年度内で対処していきたいと考えております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入では、企業債償還元金にかかる一般会計出資金のほか、器械備品購入費として道補助金を併せて収入総額657万円を計上しております。

また、支出におきましては、オンライン資格確認システムの導入費のほか、企業債償還元金を併せて支出総額1,103万円を計上しております。

その結果、収支において446万円の不足となりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補填する計画であります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第34 報告第1号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 令和2年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、「地球温暖化関係」につきましては、本町の総体面積の約9割を占めている森林は、人工林の適正な管理によって二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献していることから、これまで取り組んできた循環型森林経営を基盤とする、持続可能な森林づくりを継続し、二酸化炭素を持続的に吸収固定できる森林資源管理に努めてまいります。

また、町の事務事業を対象とした「下川町CO<sub>2</sub>排出量削減計画」に基づき、森林バイオマスを中心とした、省エネルギー・新エネルギー対策を推進し、今後も二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。

次に、「水質汚濁関係」であります。本町を流れる各河川について、環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する環境基準項目に関し、水質調査を実施しております。

また、珊瑚金山跡地につきましては、旧坑道からの出水対策としての止水工事完了以降、排出水が安定しており、今後も継続して状況等の把握に努め、水質汚濁の防止に努めてまいります。

「大気汚染関係」「騒音・振動関係」につきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、2月5日に開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆様をはじめ、関係団体などの御協力を頂き、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体として環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。以上。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告第1号を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、3月16日、午前10時まで休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、3月16日、午前10時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

午後3時23分 散会